

戦後の国際小麦協定

逸見謙三

一、問題題

われわれは好むと好まざるとに拘らず自由市場の経済から遠ざかりつつある。この一般的傾向の中でも農業は特に急速に遠ざかりつつある産業となしうるであろう。第一次世界大戦以降、農業において特に深刻に自由市場の経済の矛盾がみられたからに外ならない。農業問題の国際的局面においても矛盾は深刻であり、統制の手段は數多採用されつつある。また新しい統制の手段の潜在的利用可能性がますます議論されつつある。筆者はこのような手段の一つの見本として国際小麦協定に、以下に述べる一連の評価を与えようとするものである。いうまでもなく国際小麦協定は戦前にも見られたものである。それにもかかわらず問題を戦後に限定したのは、戦前と戦後とでは同じ名称の国際小麦協定でも種々の点でその性格を異にしており、両者を一度に論ずる場合には徒らに論点が複雑になつてしまふからである。(例えば一九三三年のものは長期割当協定のタイプの商品協定であるのに、戦後のものは多数国間長期契約タイプのものである。この点に関しては附録参照。)

いうまでもなく小麦問題は食糧問題、農業問題中の本命である。その実際的影響の範囲は広い。さらに附録Iで示したように、その発端から数えれば国際小麥協定の歴史は既に三〇年になる。これらの故に、国際小麦協定に対する

純学問的立場、あるいは各国の利害の立場などからの賛否の議論は非常に多い。またその重要性に関する評価も、まちまちではあるが数多くなされている。もちろん筆者はそれらのすべてが的を外れた議論であつたとか、あるいは論理的誤謬を含むものであつたとかと断じてこの一文を草するのではない。それにもかかわらず、それらに加えて、この一文を草する理由は次のとくである。すなはちその批判者に対しては、国際小麦協定は古い伝統をもつ經濟安定に関する理想、常平倉の理想⁽¹⁾の最新版ともいわるべきものであつて、われわれはそれに応じた視野からこれを批判しなければならないとなしうるであろう。これは本稿では二つの角度から検討される。第一、国際小麦協定の効果を単独で評価することは不公平であつて、少くとも国連を中心とした一連の経済政策との関連の中に位置せしめて検討する。第二、国際小麦協定と優劣を比較さるべき方策は自由市場の經濟の推進ではなく、他の種の安定化政策である。従つて国際小麦協定が存在しなかつた場合に生れてくるであろう他の安定化政策との優劣の比較を行う。賛成者に対しては筆者は以下において次のように主張する。現実の国際小麦協定の成功は、国際小麦協定のスキーム 자체の精巧さによるものであるといふよりは、戦後の偶然的諸要素の作用による方が多いのである。もつとも、われわれはいまだ戦後の深刻な經濟不況に遭遇していないのであつて、この意味では元来不況期を目的として作られた国際小麦協定は実験を経ていないのである。以下順次にこれら諸点を明らかにしたい。

註(1) 常平倉思想の最古の一例として、例えば『旧約』、創世記、第四十一章のヨゼフの言を参照せよ。

二、戦後の一般的背景

一 一九四二年ジュネーブの国際連盟は『両大戦間の通商政策——国際的提案と国民政策』と題して両大戦間の經

济政策の一連の失敗の歴史を發表した。⁽¹⁾そしてその中で両大戦間の国際経済協力の失敗の原因を次の幾つかに帰せしめた。すなわち、(1)各國政府が戦時經濟から平時經濟への移行に失敗したこと、(2)眞の意味で政治的保証を達成しえなかつたこと、(3)社会的保証、特に雇傭と農業所得の分野において実質的施策に失敗したこと、(4)主要諸国が国際收支の状態と通商政策とを調整するのに失敗したこと、(5)為替政策、貨幣政策と通商政策とを調整するのに失敗したこと、(6)農産物需要を増加せしめて、制限的農業政策を緩和することができなかつたこと、(7)未開発諸国の經濟發展について適切なる提案をなしたり、また發展計画をその通商政策に調整することができなかつたこと、(8)通商條約の最惠国条項を貿易拡大の手段となしえなかつたこと、などに歸せしめた。これらは第二次世界大戦中の主要諸国における良識の、両大戦間の経験に対する反省を示すものである。われわれはこの中で雇傭や国際收支と農業所得の安定の重要さの指摘に特に注目したい。

そして第二次大戦後にはこのような失敗を繰返さないための努力が国際連合によつて強力に進められた。政治や外交と經濟との結びつきは以前より緊密になり、經濟問題は国際政治の中心課題の一つとなつた。これらの努力の理論的構造は一九四九年から一九五一年にかけて出版された次の三冊の書物によつて知ることが出来る。すなわち、完全雇傭を達成するための方策として『完全雇傭のための国民的国際的諸方策』(一九四九年)、未開発諸国の經濟開発を推進するための諸方策として『未開発諸国の經濟開発のための諸方策』(一九五一年)、特に各國の国内經濟政策とは別個に、国際協力の下に推進すべき国際經濟安定のための諸方策として『国際經濟安定のための諸方策』(一九五一年)⁽²⁾である。この第三のものは、雇傭、国際收支、農業所得の安定などに資するために行わるべき国際協力による諸方策を直接扱つており、われわれの主題に特に関係深いものである。また一九五四年には第一のものと第三のものとの関連

を商品貿易に関して扱つたものとして『商品貿易と経済発展』(一九五四年)⁽³⁾が出版された。これは全くわれわれの主題と同じものを取扱つてゐる。従つてわれわれは第三、第四のものの一般的枠の中で国際小麦協定(商品協定)⁽⁴⁾がどのように扱われているかを検討すればよいわけである。

さて、『国際経済安定のための諸方策』と『商品貿易と経済発展』との間にはいくつかの立場上の差異がある。本稿に關係ある分野に関しては次の二つが指摘されるであろう。第一、『国際経済安定のための諸方策』は問題を一般的に論じており、未開発諸国の問題は若干の特殊な言及にとどまつてゐるのに、『商品貿易と経済発展』は高度開発諸国に対しても、未開発諸国の経済的立場を強化することを目的としており、そのために特に重要とされる主として未開発諸国の輸出品である原料品とか農産物の安定に問題をしぼつてゐるのである。第二、『国際経済安定のための諸方策』では「われわれはできるだけ現存の国際機関の使用に依存し、それらが現在の組織と財源とでいかなる目的を達成することができるかを示そうと試みた」⁽⁵⁾といふ主張に明らかのように現実論的立場をとつてゐるのに、『商品貿易と経済発展』では全く逆の、どちらかといふと理想論的立場がとられてゐる。これはこの報告の作業に従事しながら、商品準備通貨案の結論には必ずしも全面的に一致しなかつたオラノ(F. G. Olano)のノートに明らかである。すなわち、「実際的可能性が小さい、多分取るに足らぬほどである」と、あらははもつと実際的直接の方策が要求されいることが確実だからと云つてこのスキーム「商品準備通貨案——筆者」を無視するのは科学者の態度として正しくないと思う⁽⁶⁾と。だから、われわれは前者において現実の小麦協定の評価を、後者においてその潜在的可能性的評価をみればよいわけである。

『国際経済安定のための諸方策』では国際経済の安定は国際商品協定、国際資本移動(特に国際復興開発銀行)および

国際通貨準備（特に国際通貨基金）の三部面において検討している。そして「これらの線に沿う活動が各国が取り組むべき国際経済安定のための多くの問題を残してはいよう」⁽⁷⁾が、「それにもかかわらず、ここに示した方向における地味な進歩でさえ安定に対する重要な寄与をなすものであると信ずる。かくて多くの国にとつて残された問題は処理しうるものとなり、国際経済的主要危機は避けうるものとなる」⁽⁸⁾となしている。国際商品協定に関しては「第一次生産物の価格と交易条件の短期変動による国際的衝撃を減らすためには、国際商品協定の交渉を通じて直接かつ各個別に問題に着手する以外に実際的方法がない」⁽⁹⁾としている。もつとも此の場合、問題が商品市場における短期の需要、供給の変動の除去に限定されていることに留意しなければならないが、さらに「この目的のために、種々異った型の商品には、それぞれ、長期契約、小麦協定タイプの多角割当方式、緩衝在庫を含めて種々の商品協定が、単独または併用で用いられるのが適当である」⁽¹⁰⁾とさえいわれているのは特に注目される。そして最後に、第一次生産物の需要の安定の必要条件は工業国の経済活動の安定であるべきであるが、「阻止されない程度の非常に小さい産業変動でさえも、世界経済の第一次生産物生産部門には非常に拡大された反響をもたらすことができる。これらの残された変動の除去に役立たせるために特定の商品協定が必要とされる」と。従つてわれわれは『国際経済安定のための諸方策』においては、採用さるべき国際経済安定のための全方策中において、商品協定は、個別商品市場の短期変動の安定といふ独自の目的のために強力に主張されているとみるべきであろう。このような主張が国際小麦協定の場合に特に適用されることは勿論全体の論調から読みとられる。すなわち、長期契約タイプを採用するか、緩衝在庫タイプを採用するかは商品の性質に依存するとなしているが（制限的な輸出割当タイプは余り評価していない）、国際小麦協定の成功は他の商品の場合に見本を提供するものとして、特に評価している（註（12）参照）。

『商品貿易と經濟發展』にも、以上に關する限りでは、なんらの反対意見をも含まれてゐない。國際小麥協定に關しては「恐らく輸出國の利害と輸入國の利害とをバランスさせた場合、ある形式の相互保障政策であろう。それは市場機能と貿易の型とに対する最小限度の介入を伴うだけである。⁽¹³⁾」と述べて賛成している。ただ小麦のように多くの異つた品質とそれに伴う価格差のある商品の場合、國際協定の締結は非常に困難であること、また一九五三年の第二次協定調印の際にイギリスが調印しなかつたことは、加盟国の直接的国民的利害に役立たないならばこの種の協定は失敗に終るであらうことと指摘してゐる。⁽¹⁴⁾かくして「〔關係諸国の一筆者〕態度に變化がみられるまでは、多角長期契約が實質的に世界の第一次生産物市場の安定に寄与すると期待することはできな⁽¹⁵⁾。」さらに現在商品協定が成功してゐる商品は小麦、砂糖など少數に限られており、将来それが特に多くなるとは予想されない。従つて商品毎の接近方法 (commodity-by-commodity approach) よりも多數商品の接近方法 (multi-commodity approach) の方を探つてゐるのがあ⁽¹⁶⁾。

われわれはこゝで『國際經濟安定のための諸方策』と『商品貿易と經濟發展』とが、それぞれ國際小麥協定に期待してゐる役割の相異に注目すべきである。すなわち前者は、一般經濟が安定した場合に、小麦市場だけの短期の変動の除去をその役割としてゐるのに、後者は第一次生産物市場一般の安定をその役割としてゐるのである。これら二つの方策の起草に従事したメンバーは異つてゐるが、兩者は矛盾するひとなく、國際連合としての、小麥協定への期待を明確に示してゐるとなすべきであらう。

われわれは紙面の節約上、國際連盟による主張の若干、ハベナ憲章中の関係事項、FAOの活動、さらに大統領原料政策委員会の主張等にみられる合衆国の態度等の一切を除く。(附録Iにはその若干が補われてゐる⁽¹⁷⁾)。

しかし上述の限りにおいても次のことが明瞭であろう。すなわち、戦後の国際経済安定のための諸方策の枠の中で、国際小麦協定に関しては独自の役割が期待されている。その第一は経済一般の安定に寄与するというよりも直接小麦市場のみの安定に寄与する役割であり、他はこの国際小麦協定の成功の結果が他の商品の場合に見本となり、それに関する国際協定の締結に寄与するという役割である。もしわれわれが、一国の国際経済政策はその国の国内經濟的利害の発生物ではあるが、また国際政治目標、さらに人道主義ないしは普遍的理想主義によつても強く影響されるものであるといふ主張⁽²¹⁾を是認するならば、われわれは国際小麦協定に与えられた上述の役割はそれに対して各国が強力な支持を与えるよう作用するとなしらるであらう。

二 次にわれわれは小麦の世界市場の傾向に關して若干の説明を行いたい。この目的のためには世界農業の動向に關する研究が必要なる前提とされるべきであらう。これに關しては他の筆者の論文⁽²²⁾にゆずるが、西欧世界に關する限り農産物は、一九三〇年以降、傾向的過剰状態にあること、その傾向が第一次世界大戦後は強まつてゐることを指摘した。

小麦はこの傾向を最も典型的に示してゐる商品である。第一次大戦直前までのマーレンバウム (Wilfred Mellenbaum) の優れた研究⁽²³⁾によると一〇世紀に入ると小麦市場は傾向的過剰状態を示すようになる。これを単位面積当たり収量の傾向と作付面積の傾向とに分けて考察すると前者の影響は非常に小さいものであり、後者、すなわち面積の増加が過剰の主要要因である。さらに作付面積の増加において価格が果した役割は非常に小さいものであつて、結局傾向的小麦過剰の状態を説明するのは次の二要因となる。第一は新聞国、すなわち合衆国、カナダ、オーストラリア、アルゼンチンにおける西向移動を主とする小麦作の地理的拡大である。これは低生産費地域の参加であつ

て、輸送費の改善等種々の要因に帰しえられるであろう。第二は、以上のような新開国の発展があつたにも拘らず、ヨーロッパの輸入国で農業保護の手段が採られ、ヨーロッパ農業の生産が硬直的になり減産がみられなかつたことが指摘されるであろう。⁽²⁵⁾

第一次世界大戦前後から小麦作は急速なる技術進歩を経験した。⁽²⁶⁾これは特にカナダと合衆国とで著しいが、品種改良と病虫害防除に加えて、肥料の増投が面積当たり収量の驚くべき増加を齎らしめたのである。これを可能にしたのは、それらの根本技術として一九二〇～五〇年間ににおける機械化の進展であり、経済的には、戦時中の農業の好景気である。機械化は小麦の生産費を大幅に引下げた。これに加えて戦後、北米大陸が比較的好天候に恵まれたことも大きな過剰要因となつてゐる。この反面第二次世界大戦後には作付面積の増加は余りみられないものである。これは政策的因素にもよる。従つてわれわれは第一次世界大戦前までの増産は新開地の面積増加によるものであつたのに対しても、第二次世界大戦頃からの増産は単位面積当たり収量の増加によるものであるとなすことができる。これに加えて過剰を強化する二要因があつた。その第一は戦時中の増産の規模が第一次世界大戦中よりも第二次世界大戦中の方が余程大きかつたということである。第二はヨーロッパの農業保護、小麦の増産が第二次世界大戦後には一層強化されたということである。もつとも前者は、小麦に対する旺盛な需要が第二次世界大戦後いつそう長く続いたことと各国の農業支持政策が第二次世界大戦後いつそう成功したことのために、戦後の破局を齎らすことはなかつた。

附録Iに示した第二次世界大戦前の国際小麦協定の歴史にみられるように、戦前の世界小麦政策で作付面積の制限に非常な重点がおかれたのは、以上に述べたように、この期間における小麦過剰が主として作付面積の増加によるものであり、単位面積当たりの収量の増加は重要でなかつたことに基づいてゐる。この点を明瞭に指摘したのはヘヴシイ

(Paul de Hevesy) やある。彼は「世界の小麦収穫は主として世界の小麦面積に依存する。従つて人間の決定したものである。「原文には傍点あり。」だから、全ての国、あるいは若干の重要な国が『論理的』収穫をめざすなら、世界の小麦収穫量の変動はますます制限されたものとなる。⁽²⁷⁾ ところである。すなわち面積当り収量の変動が小さければ、播種面積を統制することによつて、小麦の供給と需要とを調整することができるとなしたのである。だから戦前においては作付面積制限の失敗は直ちに国際小麦協定の失敗を意味したことも事実である。ところが、既に示したように、小麦作付地域は新開地域と旧開地域との全く異つた地域からなつてゐるのである、「過剰面積の削減の『正確な』割当をなすことは最も困難な決定」(マーレンバウム)⁽²⁸⁾ のであり、さらに実際に「小麦面積の減少による調整は多くの国々で不可能であった。」われわれは、単位面積当たり収量の増加しつゝある戦後においてはこの作付面積の制限による過剰解決には多く頼ることができない。

ところで他の一条件を補足したい。それは経済一般の状態である。戦前の国際小麦協定が行われた頃は一般経済は深刻な不況期にあつた。しかしわれわれは第一次世界大戦後においては長期的完全雇傭の状態にある。これを第一次産業革命と認めるか否かは問題としないとしても、戦後においては農業からの資源(主として労働力)を引抜くのに極めて好都合な状態にあるとなしらるであらう。やがて述べる處であるが(二九~三〇頁)、戦後の国際小麦政策において小麦生産量が価格なし所得の変動に反応するかいかが重要となるのはこの故であらう。

註(一) League of Nations, *Commercial Policy in the Inter-War Period: International Proposals and National Policies*, 1942, pp. 156-58.

(二) United Nations, *National and International Measures for Full Employment*, 1949: —, *Measures for the Economic Development of Underdeveloped Countries*, 1951: —, *Measures for International Economic Stability*, 1951.

(c) United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, 1954.

(4) ルネスドゥ閣は附録II参照。

(5) United Nations, *Measures for International Economic Stability*, p. 10.

(6) United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, p. 66.

(7) United Nations, *Measures for International Economic Stability*, p. 12.

(8) Ibid., p. 13.

(9) Ibid., p. 10.

(10) Ibid., p. 10.

(11) Ibid., p. 18.

(12) 以上の本文中に引用した種々の主張に加えて、戦後になつて初めて国際商品協定が成功する条件が整つたる主張も重

要である。すなはち、第1、從来は成功の歴史が少なかつたのであるが、戦後になつて、大きな経済変動(一九三〇年代の
やうだ)が避けられないにいたる、第一次生産物の着実な増産に対する必要が輸入国側に認められたる、従つて
それを阻止するのに作用する市場変動は除去するものが望ましくないたる、第2、国際小麦協定にのみならず、
國の技術の進歩なる、協定締結の際の技術的困難の多くが解決されたる、Q11条件である。(United Nations,
Measures for International Economic Stability, pp. 19~20.)

(13) United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, p. 43.

(14) Ibid., p. 43.

(15) Ibid., p. 44.

(16) Ibid., pp. 53~4.

(17) ルネスドゥ League of Nations, *Report of the Committee for the Study of the Problem of Raw Materials*, 1937 :
—, *Economic Stability in the Post-war World*, 1945. 『米穀問題』の報告書では国際貿易の暫定的 Interim Co-
ordinating Committee for International Commodity Arrangements の建議と審議を以て構成される。(英) Interim Co-
ordinating Committee for International Commodity Arrangements, *Review of International Commodity Arrang-*

ments, 1947 : —, *Review of International Commodity Problems*, annually (註¹⁸)

(18) もの適切な解説をこねて W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, 1950 (註¹⁹)

(19) 特にシーランド出版された Commodity Policy Studies のうちの専門的機関 Committee on Commodity Problems の註は重要である。

(20) 後藤馨之助他訳『ヨーローパ告、自由世界の天然資源』、山海社、一九五〇年、第1五章参照。あと少し後で(11～12頁)

觸れたところ、今衆國の立場、自体は若干複雑である。

(21) Raymond F. Mikesell, *United States Economic Policy and International Relations*, 1952, p. 1.

(22) 稲穂「米と農業貿易」『本誌』昭和十九年一〇月号、「農産物過剰問題」『本誌』昭和三一年四月参考。

(23) Wilfred Malenbaum, *The World Wheat Economy, 1885～1939*, 1953.

(24) もの第一次世界大戦後に關しては単位面積当たり収量が大中に増加する傾向があつた。(Ibid., p. 103.)

(25) ハーベンバウムによる保護政策の効果の一つを推計の結果では、ハーベンバウム、マタリーの二国が半時の作付面積

も、保護政策を探らぬ場合に較べ、1百万エーカー増加をめた。(Ibid., p. 170.)

(26) 以下に關しては筆者による「論文」(註²⁰)——の他、黒野重雄「世界的小麦生産過剩の指標」トマリカの小麦事務』『本誌』昭和十九年七月、および M. R. Benedict and Oscar C. Stine, *The Agricultural Commodity Programs*.

1956, p. 97 参照。

(27) Paul de Hevesy, *World Wheat Planning and Economic Planning in General*, 1940, p. 100.

(28) Wilfred Malenbaum, *The World Wheat Economy*, p. 190.

(29) Ibid., p. 194.

III' 國際小麦過剩の問題と其の対策

I' ■■■ 一九四九年の國際小麦協定における、一九五〇年のそれにおける、その目的は全く同じ文章で第一

戰後の國際小麦協定

条に規定されてゐる。すなわち、「この協定は輸入国に対しては小麦の供給を、輸出国に対しては小麦の市場を、公正かつ安定した価格で保証することを目的とする。」と。比較のために、一九三三年の国際小麦協定の目的を掲げよう。これはその前文にある。すなわち、「小麦の供給を世界の有効需要に調節して、小麦市場を圧迫してきた法外な余剰を取り除くこと、および価格を農民に引き合う、またパンの消費者にも公正な水準まで引き上げ、そこに安定せしめるため協力して採用さるべき方策」をなすことである。

両者の間にみられる相違は、戦前の場合には現に供給と需要との不調和が膨大な余剰となつて存在し、小麦価格を極端に低い水準まで引きさげてゐる状態において国際小麦協定が出発したのに対し、戦後の場合には、なるほど余剰といふものは存在してはゐるが、いまだ市場を圧迫するには到らず、需要は依然旺盛で小麦価格は堅調を維持している。加えて経済一般は好況を持続してゐる状態において国際小麦協定が出発したところ、出発時の条件の相異に基ずいている。従つて、第一、戦前の場合には調節 (adjustment) に重点がおかれたのに、戦後には保証 (assurance) に重点がおかれており、第二、戦前の場合には「農民に引き合う」が前に出てゐるのに、戦後の場合には「輸入国に對して……市場を」が前に出てゐるのである。

若干の補足的説明をなそう。その第一は、戦前の「協力して」(in concert)、あるいは、一九四一年の「草案仮協定」や戦後の「協同行為」(co-operative action)⁽¹⁾の意味に関する説明である。この協同行為はあらゆる国際協定の根本であるが、これに關しては若干の誤解を取り除く必要がある。

まず、協同行為による国際市場の完全なる統制（統制の方法は問わない）の反対の極として完全なる自由市場の經濟を假定しよう。この場合に、例えば小麦生産が天候の影響をうける処から、国際市場における（短期の）変動の存在を

否定しえないであらう。この場合、需要の価格彈力性が小さくなれば、大巾の価格変動を伴うであらう。ところが現在の低価格が将来の平常水準までの価格の騰貴を予想せしめ、あるいは現在の高価格が将来の平常水準までの価格下落を予想せしめる限りでは、価格の騰落は在庫からの放出と、それ用の購入となつて現われるであらう。すなわち在庫の変動により最初の変動は緩和されるであらう。しかしこの予想の作用による緩和も在庫に必要なだけの資本量がない場合には行われないであらう。農業の場合に収量変動に関する適切な予想と在庫維持のための十分な資本量とがあるとは考えられない⁽²⁾。もし最初の変動が必要の変動によるものであつたり、さらに小麦の場合のように、低生産費の生産者と高生産費の生産者との併存による過剰生産能力による変動であつたりする場合には、上述の緩和作用は一層困難なものであらう。これは農産物価格がケインズのいふ「管理」価格 (administered price) ではなくて「競争的」価格 (competitive price) であるからに他ならぬ。

過去の経験によると、この様な状態に農業を放置することは各国政府ともなきなかつた。国家が農業貿易に介入してその国の農業の安定を計るのが通例であった。小麦の場合、かくして小麦貿易の国家間の競争となつて現われる。われわれはこの深刻な競争を小麦戦争 (wheat war) となすことが出来るが⁽⁵⁾、これは当事国にとつても極めて大きな負担であらう。この極めて大きな負担を除去することができるが、これがマーソン (Edward S. Mason)⁽⁶⁾ に従つて述べれば次の如くである。元来国際商品協定とは不況の産物である。不況時における商品問題の解決は第一次的には私的のカルテル協定 (管理価格の場合) か国内価格支持政策による。ところで經濟に対する政府の介入は近年ますます拡大されてきてくるから、本来は私企業間の協定である国際カルテルは国際商品協定の性格を帯びるようになる。錫とかガムとかがこの類に属するが、この様な商品ではカルテルと商品協定との間の差別はます

ます不明瞭になりつつある。同様にして、国内価格支持政策の場合には、国際貿易に対する政府の介入が、経済戦な
いしアウタルキー主義を生み、さらに国家間の政治上、外交上の衝突を生むような傾向を持つようになる。これらを
解決しようとするのが小麦などの場合にみられる商品協定である。附録I、五に明示的に示してあるように、この
ことは一九四一年の協定が必要とされる条件の一つに算えられていた。以上からわれわれは協同行為に関するよう、このよ
うにすることができるよう。すなわち、国際商品協定の協同行為は、自由市場経済の変動の除去であるといふも、
私的、国際カルテルとか、政府間の経済戦（小麦戦争）の除去である。

補足的説明の第一は上述のものほど明瞭ではない。それは国際商品協定を例外的応急的なものと考えるか、恒久的
な制度と考えるかと二点に関するものである。既に示したように、また附録Iの国際小麦協定の歴史が示してゐる
ように、戦前の国際商品協定は明らかに不況の産物であり、応急的なものである。戦争中から戦後にかけては、戦時
経済から平時経済への移行に伴う商品政策が論ぜられた。商品別には一九四〇年に設立された国際棉花諮問委員会
(International Cotton Advisory Committee) や一九四一年の小麦の「協定覚書」、また砂糖や々々に関する類似の
動きが、また金体としては一九四一年のFAOのホットスプリングス会議 (Hot Springs Conference) がその例証
となるのである。これらの論議における特徴も戦後に繰り返される商品市況の不況に対する予想であつた。

かくある中に、国際商品協定の指導原理ともいべきものが生れた。これは戦後の国際貿易政策一般の觀点から商
品政策を考えたものである。やなわら最終的には一九四七年一一月ハヴァナで起草されたハヴァナ憲章 (Havana
Charter, Draft Charter for an International Trade Organization) 第六章の「政府間商品協定」(Inter-govern-
mental Commodity Agreement) である。この第五11条は「生産消費間の持続的不均衡への傾向、重荷となること

な在庫の累積、著しく価格変動」等の諸困難を取り除くために商品協定が必要とされるとなしてゐる。従つて「事態が必要とする時」、「必要とされるであらう期間」(as the circumstances require, during the period which may be necessary. 第五四条) とさう言葉に重点があかれども。さわば戦争直後には、国際商品協定は緊急的事態に対処するものであつたのである。小麦に關しても、一九四八年の国際小麦協定の前文から明らかに以上と同じ意味を読みとることができる。すなわち、「現在小麦は極端に不足してゐること。将来は極端な過剰になるであらうことを認識して。」¹¹

ところど、その後の商品協定に対する考え方はどうであらうか。一部は、既に「戦後の一般的背景、一において明らかなにしたように、国際連合による一連の「諸方策」においては国際商品協定を一般的經濟安定達成のため、また第一次生産物の生産促進のための技術と見做してゐるのである。これはまた大統領原料政策委員会のハザアナ憲章第六章に対する批判としても現われた。すなわち、「第六章は現在のままでは、……理想的な構図をあたえるものとは、たしかにいがたい。……第六章は……原料にたいする需要が長期的には増加すると予想される事實に対処することよりも、むしろ原料の過剰の問題にもつぱら関心がむけられてゐる。」⁽⁸⁾ と。国際商品協定は戦後では恒久的なものと見做されるようになつたのである。

II、手稿 戦後の国際小麦協定は一言にしていえば、一定価格領域外に小麦の自由市場価格がいつた場合に、一定取引量（約定量 guaranteed quantity）をその価格領域の上限、または下限（最高価格、最低価格 maximum price, minimum price）で輸出または輸入することを協定したものである。すなわち約定量を伴つた二重価格の小麦市場構造を取り決めたものである。ヘーブニリイ (C. D. Harbury) はこれを次の様に巧妙に表現してゐる。

「約定量を伴つたこの二重価格の特徴は、理論経済学者の模型にあるようあるハレガントな全体系と、商品政策の一目標の一つの折衷——市場の安定と需要変動に対する供給の適応とを同時に達成する——という魅力とを与える。約定購入と約定販売とは生産者の所得と消費者の支出との双方に十分な安定性を与えるものであるが、同時に価格機構のパロメーターは部分的自由市場で作用し、必要とされる調整を指示する。」⁽⁹⁾と。

その骨子を箇条書にしよう。

一、輸出国群と輸入国群との間の協定である。

二、おののおのの輸出国は、自由市場価格が定められた価格領域の最高価格を上廻つた場合には、その最高価格で一定量を輸出することを輸入国群に保証する。

三、おののおのの輸入国は、自由市場価格が定められた価格領域の最低価格以下に下つた場合には、その最低価格で一定量を輸入することを輸出国群に保証する。

四、自由市場価格が定められた価格領域内にある場合には国際小麦協定は実質的な作用を果さない。

五、この協定は、四年（一九四九年の場合）あるいは三年間継続し、各年は八月一日から七月三一日に至る期間である。

六、価格領域（附録I、第3表参照）は自由市場価格の趨勢を反影するように定められてくるがフォート・ウイリアム／ポート・アーサー倉庫渡のマニトベ・ノーナン一号の価格を基準として示してくる。（品種別、取引地点別の価格の問題⁽¹⁰⁾を取扱うものとしては Standing Technical Advisory Committee on Price Equivalents を設置する。）

これが生産者の所得なし消費者の支出を安定せしめるのは、(a)約定量に関する最高、最低価格が固定

してくること、(b)自由価格取引量に関する限り不作時、豊作時にはそれぞれ価格の騰落を通じて、供給量の変動と価格の変動が相殺し、生産者の総売上額を安定せしめること、(c)これは緩衝在庫タイプに優る安定機能であるともいわれている⁽¹¹⁾、の二要因に依存する。これはそのまま国際收支の安定の作用ともなしうるであろう。また、(b)効果はそのまま需要変動に対する供給の適応に対する効果となる。この場合消費者約定量に対する支出は安定してくるから、需要変動は自由市場に集中することになり、自由市場価格は国際小麦協定がない場合よりも大巾に変動するであろう、従つてこの限界部分に関しては、適応は促進されるであろう、となされている⁽¹²⁾。

なお若干の補足的説明を行いたい。第一、一九四八年の失敗に終つた協定では価格安定の目的をもつて輸出国が保持すべき在庫に関する規格があつたが一九四九年以降のものにはない。第二、協定の示す効力は、(a)加盟諸国がその通常取引量の相当部分を協定の範囲内に持ち込みうる程度、および協定が約定取引の価格領域を限定できる程度、(b)加盟諸国が約定取引量を諸国間に分配する際に、各国の正常供給量と正常必要量を公正に反映できる程度、そして勿論のことであるが、(c)加盟諸国が協定の諸方策の効果を促進するような国内政策を採用しうる程度、およびそれに矛盾するような国内政策を放棄しうる程度、等に依存する。

註(1) 一九四一年の「草案仮協定」では前文に co-operative action になつてゐるが、一九四八年の協定の前文では co-operate to bring order となつてゐる。

(2) 従来の予想の問題に加えての資本の重要性はヨウハンノによりて指摘されてしまふ。E. H. Chamberlin ed., *Monopoly and Competition and their Regulation*, 1954, p. 533.

(3) 消費者所得の変動に基づく価格変動の巾は需要の価格彈力性と所得彈力性、さらに供給の価格彈力性の三者の間の相対的大きさに依存する。例えばゴムの如く需要、供給の価格彈力性が小さく、需要の所得彈力性が大きい場合には価格変動の巾

戦後の国際小麦協定

一八

は最大となる。小麦の場合、所得変動に基づく価格変動の中はそんなに大きなものは考えられない。

- (4) J. M. Keynes, The Policy of Government Storage of Foodstuffs and Raw Materials, in *Economic Journal*, Sept. 1938, pp. 452~3.
- (5) 各国の小麦政策と課題 Paul de Hevesy, *World Wheat Planning and Economic Planning in General*. 〔翻訳〕
- (6) E. S. Mason, Future of Commodity Agreements, in *Food for the World*, ed., by T. W. Schultz, 1945: —,
- (7) International Commodity Control, in his *Concentration and the Monopoly Problem*, 1957 〔翻訳〕
- (8) 小麦 Interim Co-ordinating Committee for International Commodity Arrangements, *Review of International Commodity Arrangements* に再録してある。W. A. Brown, *The United States and the Restoration of World Trade*, pp. 120~23 参照。
- (9) 後藤馨之助他訳『ワーラー報告、自由世界の天然資源』上巻、168~9頁。
- (10) C. D. Harbury, An Experiment in Commodity Control—The International Wheat Agreement, 1949~53, in *Oxford Economic Papers*, Feb. 1954, pp. 82~3.
- (11) ニの問題は他の箇所で論ずる機会がない。したがって處理しておきたい。ニの問題は小麦のように種類が多く、取引地点も世界中に分散している商品の場合には非常に重要である。例えば戦前のローマン市場の小麦価格差の研究によると、同一地帯でも最高価格と最低価格との間には何十パーセントの差がある。それは最高価格の三分の一に相当する。
- (Alonzo E. Taylor, Spreads between Wheat Prices in England, in *Wheat Studies*, April 1935 参照) しかし問題は固定されない。条件の変動とともに種々変動するので困難な問題となるのである。(翻訳 Joseph S. Davis, New International Wheat Agreements, in *Wheat Studies*, Nov. 1942, pp. 70~1 参照) 繼つて Standing Technical Advisory Committee on Price Equivalents の運営があげられる。ただし、わざわざわれらの種々の種類や地点の価格を基準価格にしあわせにするのは国際小麦協定の成功の鍵になると言ふわれている。(United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, p. 43.) 一般に品質の問題は不況期になると重要性を増すから、戦後の国際小麦協定の技術的側面は現在よりさらに試験を経てなるべく多くあらわされる。
- (12) FAO, *A Reconsideration of the Economics of International Wheat Agreement*, 1952. 繼後改訳『国際小麦協定

の経済学』一九五三年、八頁。緩衝在庫の場合には供給量の変動を価格変動に反映せしめない。従つて消費者の支出は全く安定するが、生産者の所得は安定せしめない。この点に関していえば多角契約タイプは生産者に有利に、緩衝在庫タイプは消費者に有利に作用するとなしらるやう。

- (12) C. D. Harbury, An Experiment in Commodity Control—The International Wheat Agreement, 1949～53, p. 88.
(13) 磯辺俊彦訳『国際小麦協定の経済学』1頁。

四、総過(1)

一 國際小麦協定が、一九五三年の新協定発足の際にイギリスが脱退した以外は、順調に推移したことは公私あらゆる立場の人々が認める処である。もつとも一九五六六年よりはアルゼンチンが加入した。

國際小麦協定の発足が現実には深刻な世界的食糧不足のなかにありながら、小麦過剰が必ず来るところ予想と、その際には商品協定をもつて小麦市場の崩壊を防止しようとする一般的雰囲気の中においてなされたことは既に屢々述べた。そして発足の年は丁度過剰が実際化し始めた最初の年である。自由市場価格は下落し始め、ドル地域の在庫は増加し始めた。

もつともこゝで注意しなければならぬことが二つある。その第一は在庫が増加し始めたところでもそれは合衆国のCCC手持の在庫を主としており、國際緩衝在庫を発足せしめるのに適当なような在庫増加傾向には決してなかつたのである。⁽²⁾ その上、当時は国際的に資本欠乏の時であり、緩衝在庫案を発足せしめるだけの資本調達は全く不可能であつたし、価格水準は異常な高さにあつたと考えられや。このような非常な変動の時期で、正常な価格水準、その水準における需要量、供給量が全く予想しえない場合には、自由市場の価格機能の作用の余地を残しておくことは全く

く、当然のことと考えられる。

また各国とも国内小麦市場は生産の面でも、配給の面でも強い統制の下におかれていたのであつて、各国の国内農業政策に干渉するような国際協定の締結は全く不可能であつた。これらの条件を考えると当時は長期割当協定も、国際緩衝在庫協定もともに発足しえない条件にあつたのであつて、国際小麦協定は多数国間長期契約といふ最も容易なタイプを採用したものであるとなすことが出来る。

注意るべき第二点は価格領域に関する。この価格の問題は後に検討する処であるが、理論的にも、実際的にも、最も重要であり、最も困難な問題を提出する。現に第五回国際小麦会議（一九四七年、附録I、六参照）ではイギリスとアルゼンチンが価格の点で折合わず、一九五三年のそれではやはり同じ点でイギリスが調印を拒否した。個々の立場はともかくとして、一九四九年の協定では「価格は全く輸入国側に有利」⁽⁴⁾であつたとなすのが一般的の考え方であった。従つてこの協定に対し輸出国側が積極的であつたことは「安定それ自体が価値を有した」と認めらるべきである。従つて各國の立場を順次に検討したい。

最初に合衆国の立場を検討したい。国際小麦協定が合衆国の支持をえない場合には不成功に終ることは附録Iに示した通りである。その合衆国は絶対的国際小麦協定の支持者となつて現われている。それは、(a)既に世界経済の指導者となつてるので世界貿易の正常化に努力しなければならない立場にある、(b)従つて、低い価格領域を無条件に認めるというのでは勿論ないが、常に協定の成立が優先していく、その譲歩しうる最も低い最高、最低価格という考え方はそれ程明瞭ではない。⁽⁵⁾

もう少し詳しく記そう。われわれが第一に認識しなければならないことは、その国内における農民の政治的立場の

強さの故に、合衆国は国際小麦協定のあるなしに拘らず、国内小麦生産者、国内小麦価格を維持しなければならない立場にあるという事実である。ところがこの国内の支持価格は、小麦生産の技術進歩を考慮した場合には、小麦の増産を促進する、あるいは少くとも減産に転ぜしめないだけの十分な高さにある。⁽⁷⁾ 従つて世界の小麦市場価格がこの支持価格水準以下に下落した場合には余剰在庫は当然累積する。合衆国は余剰小麦の処理に狂奔せざるをえないであろう。このことは一九四七、八年に十分予見された過程であつたし、またその後実現した処であつた。ところが、第二に認識すべき事実として、合衆国は国際貿易拡大、貿易自由化の最も強硬な推進者であつて、農業にだけそれと矛盾する特例を認めるることは合衆国の立場を非常に弱化するものなのである⁽⁸⁾ といふ事実があつた。もし輸出補助金や有利な紐づき輸出によつて余剰小麦の処理を行つた場合には、他の輸出国から非常な非難を受けるであろうことも十分予想される処であつた。われわれは、合衆国は商品協定を上述の第一の事実と第二の事実とを矛盾することなく両立せしめる救い手として考えていた、と解釈することが出来る。一九四八年三月農務省の代表者が上院農林委員会で行つた言明は端的に此事を示している。少し長いが引用しよう。

「周知の通り、政府は世界中の貿易障害を除去するためには非常な努力を払つております。また、合衆国国内の農産物支持の立場から、ある程度の、関税その他の貿易障害による保護が要求されることも周知の通りであります。これらの保護がない場合には、外国の生産者が国内市場に殺到するであります。政府は国内の生産を買い上げるようになります。その上、輸出補助金なしでは農産物輸出はますます困難になる傾向にあります。これら農業の貿易障害は——全く調和しないものではあります——われわれが国の政策であるとして繰返している言明、われわれは貿易障害を除去するために国際協力に努力するといふ言明と矛盾します。

この矛盾のあるときに、合衆国の納稅者の負担を増さないで矛盾を解く最善の希望は、問題になつてゐる個々の商品について

国際協定を締結であるところにあるのです。協定に際して当該商品の特殊問題が認識され、結果として、協定期間中國際貿易実施の一般的考慮から外されるのです。」⁽¹⁰⁾ ようにして、農業の利害を犠牲にする」となしに、国際経済協力の原則を維持することが商品協定によつて可能とされるのです。⁽¹¹⁾

この意味ではベネディクト (Murray R. Benedict) のように「国際小麦協定もまた部分的に余剰処理計画である」となし、「最大の輸出補助金は国際小麦協定によつて小麦に与えられてゐる。これは……輸入諸国や競争しつゝある輸出諸国との協定なしの正直の輸出ダンピングにくらべれば明らかに優つてゐる。」⁽¹²⁾ と断ずるのは、事実に即してゐるといふえよう。

次にオーストラリアの国際小麦協定に対する積極的態度の理由を示そう。これはクロウフォード (J. G. Crawford) が「余剰コムプレックス」(surplus complex)⁽¹³⁾ とこうところの異常心理によつて端的に説明される。両大戦間にオーストラリアが輸出不能の小麦の余剰在庫になやまされ続けたことはさうまでもない。ところが、一九三六～三九年約一四・五百万ブッシュルだった期末在庫は、戦争に入つても、一九四〇～四一年の不作の影響による例外を除けば毎年増加する一方で、一九四二～四三年度期末には遂に一五四百万ブッシュルに達し、その翌年も七七・九百万ブッシュルに維持されたのである。これは枢軸国軍の潜水艦等による輸出不能がひきおこしたものであつた。従つて戦後になつても、オーストラリアには小麦不足の実感は全くなかつたのである。これは「ラッゲ」であり、「予期された不足の時期における戦前からの余剰コムプレックスの存続」であつた。一九四九年当時は長期契約、価格安定に対する非常に強い支持があつた。⁽¹⁴⁾ かくしてオーストラリアも、価格の水準よりも価格の安定の方を採用したのである。

カナダの事情もオーストラリアに非常に類似している。われわれはマックギボン (D. A. MacGibbon) の『カナ

ダの穀物貿易、一九三一～一九五一年において、一九三〇年代のカナダ小麦作の窮屈から国際小麦協定に対するカナダの積極的態度がでてくる経過を読みとることができる。カナダにとつては「一九四九年の国際小麦協定は……過去二〇年以上にわたり輸出諸国的小麦生産者がいだいてきた理想の実現を意味する」⁽¹⁵⁾のである。

以上のような、いわば輸入国側にとつては国際小麦協定は現実に価格において利益をもたらすものとして、また輸出国側にとつては、それぞれ立場は異なるが、価格における損失を償うだけの利益を他の面でもたらすものとして、一九四九年の協定は出発したのであつた。

もつとも一九四九年九月には主要輸入国なればにカナダ、オーストラリア、アルゼンチン、フランスが一斉に平価切下げを行つた。その上同年は豊作であつたので、協定による最高、最低価格はそれ程低いものではなくつてしまつた。平価切下げの結果、協定価格はヨーロッパ通貨で三五～四五ペーセントの引上げとなつたのである。ブルムホール (Broomhall) その他のイギリスの専門家達はこの騰貴した価格を目して合衆国、オーストラリア、カナダの独占力行使であると難じた。⁽¹⁶⁾ このイギリスの非難は後になります旺んになつて行くのである。

二 続いて朝鮮動乱のブーム以降一九五三年の新協定の発足までを取り扱いたい。この期間には小麦の自由市場価格が極端な騰貴を示した。カナダの「自由」小麦価格は一九五〇年八～一二月の一・八五ドル（合衆国ドル）から、一九五一～五二年の冬には二・四〇ドルに騰貴し、アメリカ国内の「自由」小麦価格は、騰貴率は小さいものであつたが、一層高い水準に達した。同時に競争農産物も一斉に騰貴したのである。ただ国際小麦協定によるもののみが、既に最高価格に達していたので、安定していた。

このような穀物価格の騰貴は直接に朝鮮動乱によるものであることはいうまでもないが、一九五〇～五二年の小麦

需給条件の変化も重要である。第一、一九五一年の四大輸出国の小麦作は一九四五年以来の不作であつた。しかもわれわれは既に知つてゐるよう、カナダ、オーストラリアでは、余剰コムブレックスや国内小麦の生産者価格が低かつたことなどにより、小麦作付面積は減少したのであつた。これ等の国々では農民は他の統制されていない作物に転じて、一九四九～五〇年に較べて一九五一～五二年には三百万エーカー、約一〇ペーセントも小麦作付面積が減少したのである。第二、米やトーモロコシの高価格が小麦の消費増加を齎らした。極東では米に代る小麦の主食化がみられ、カナダ、オーストラリア、北西欧では飼料用小麦の消費増加があつた。第三に、朝鮮動乱とともに各國政府の戦時安全用在庫用の小麦購入がみられた。従つてわれわれは、このような需給条件の変動による危機を回避せしめたのは合衆国による小麦増産であつたとなすことができる。⁽¹⁷⁾

輸出国側は国際小麦協定の最高価格の輸出による損失をできるだけ喰いとめようとして、いくつかの努力を示したが、中でも重要なのは一九五一年に、輸出に五・六パーセントの持越費用 (carrying charges) を附加したことである。これは実質的には最高価格の引上げであるから多くの議論を生んだ。そして後にこれに関する明確な規定をなした(持越費用の附加を認めた)ことは一九四九年の国際小麦協定と一九五三年の国際小麦協定との重要な相違点の一つとなつてゐる。

ここでわれわれは国際小麦協定の経過中のクライマックスの物語を始める。既に記したように一九五一～五二年の世界的小麦不足は、直接には朝鮮動乱と不作とに負うものではあつたが、合衆国以外の輸出国が増産を計らなかつたことに根本の原因を有している。第一表にみられるようにヨーロッパ以外の小麦購入量は戦後著しく増加したのである。従つて合衆国が増産を計つたから危機は回避されたものの、世界は当然、適度の増産を計るべきであつたのであ

る。かくして自由市場に一時的高価格が出現し、国際小麦協定は消費者の支出の安定という目的を再度達することができたのである。

この自由市場の高価格が続いて下落すれば問題は生じなかつた。事実、一九五二・五三年は前年度の高価格の影響と好天候とに恵まれたこととのために世界の小麦作は記録的大豊作であつた。その上米などの他の穀物も豊作であつた。ところが、(a)合衆国は前年の価格を反映させて、九〇パーセント・パリティ小麦融資の価格引上げを行い、(b)カナダは南半球からの輸出競争の欠如につけ込み、丁度、一九五三年四月末の新協定調印後まで二・二〇ドル以上に輸出価格を維持した。このようにして新しい小麦協定の価格を審議している間は、偶然と余剰コムブレックスと政策との産物として、小麦の一・一〇ドルの自由市場価格が維持されたのである。

当然のことながら新しい一九五三年の国際小麦協定では価格領域は引上げられた。これは一・〇五・一・五五ドルの間に決められた。イギリスは終始この引上げに反対したが、そ

第1表 小麦および小麦粉の輸入量：1946/47年度～1953/54年度
と戦前の平均（7～6月）

（単位：百万メートルトン）

	1934/ 35年度 -1938 /39年 度平均	1946/	1947/	1948/	1949/	1950/	1951/	1952/	1953/
西ヨーロッパ	*12.5	12.4	17.3	16.8	12.6	12.9	14.4	13.8	12.0
西ドイツ	* 1.3	2.2	3.6	3.3	2.4	2.4	2.3	2.3	2.4
イタリア	0.7	1.3	2.4	2.3	1.2	1.3	1.8	1.2	0.6
イギリス	5.8	4.6	5.3	5.7	4.7	4.2	4.9	4.7	3.9
アジア	1.9	3.7	3.8	5.3	5.6	5.2	7.9	5.6	6.1
日本	1.3	2.0	1.7	2.1	4.1	1.4	0.7
その他大陸	3.2	4.4	3.8	4.3	4.6	5.8	6.6	6.5	5.4
ブルジル	1.0	0.9	0.6	0.8	1.1	1.4	1.4	1.4	1.6
世界合計	17.6	20.5	24.9	26.4	22.8	23.9	28.9	25.9	23.5

F A O 年報1955年版による。

* 戦前のドイツの全輸入量の内、現在の西ドイツ地域に輸入されたと思われるものの推計。

の国際経済社会における地位をもつてしては、市上げを阻止するることは出来なかつた。結局脱退したが、イギリスの小麦輸入は、戰前は輸入市場の三分の一を占めていたにも拘らず、戰後は六分の一弱しか占めなくなつてしまつた。るために、その脱退は国際小麦協定を失敗に導くことはやきなかつた。

輸出国側は協定の締結では成功したが、現実の小麦市場では苦闘する破目になつた。カナダは独自の立場からイギリスと貿易するようになつたし、合衆国は一九五三年の新MIA第五五〇条（一九五四年七月以降は法律四八〇号、農産物貿易促進および援助法 Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954 による）によるMIA小麦（余剰小麦）の輸出を始めた。この小麦競争はカナダと合衆国の閥僚級かひなむ「貿易および經濟に關する合衆国・カナダ合回參眞会」(the Joint United States-Canadian Committee on Trade and Economic Affairs) の一九五四年三月の声明によれ、一應終止符が打たれども、しかし世界の実際的関心が国際小麦協定よりも余剰農産物処理に移行してしまつたことは否定でむだ。第三次国際小麦協定は本質的変更をうけゆるふたく一九五六年夏から発足した。しかしやの後繼は一廻小やねぬのとたゞく。¹⁸

註(一) 云下用ヒューレ Helen C. Farnsworth, International Wheat Agreements and Problems, 1929-56, in *Quarterly Journal of Economics*, May 1956 並み。日本語訳には誰是康彦氏による翻訳『小麦の経済と政治』、62頁～農業や、農林水産業生産性向上会議、一九五七年) が参考。

(二) H. Tyszkinski, Economics of the Wheat Agreement, in *Economica*, Feb. 1949, p. 39.

(三) FAO (J. W. Evans and S. D'Amico), *The International Effects of National Grain Policies*, 1955 税監。

(四) United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, p. 43.

(五) Ibid., p. 43.

(六) Joseph S. Davis, *New International Wheat Agreements*, p. 67.

(iv) ニの増産は特定品種によるもの。¹⁰ (Murray R. Benedict, *Can We Solve the Farm Problem? An Analysis of Federal Aid to Agriculture*, 1955, pp. 498ff.)

(v) ニを主張した D. Gale Johnson, *Trade and Agriculture, A Study of Inconsistent Policies*, 1950 によると、ニの第九章では貿易政策と農業政策との矛盾の批判から發展して、国際商品協定、特に国際小麦協定を推奨している。

(vi) 第八〇議会上院農林委員会によるトマス・C. Farrington の提唱。W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, p. 27 にて引用。

(vii) Murray R. Benedict, *Can We Solve the Farm Problem? An Analysis of Federal Aid to Agriculture*, p. 317.

(viii) Ibid., p. 319. たゞアーヴィング・カーラルの補助金が一九五〇～五一年度に五百八百万ドルに達するとしている。

(ix) マクガーブン J. G. Crawford et al. and A. A. Ross, *Wartime Agriculture in Australia and New Zealand, 1939～50*, 1954 によると、

(x) Ibid., p. XI.

(xi) ニの態度は一九五一年一杯続いた。「防衛上の直接の必要のみならず、増大していく人口に対して食糧を供給したり、輸入をまかなつたり、マル問題の緩和にオーストラリアが貢献したりするため」(J. McEwen) オーストラリアが新しい増産政策に転じたのは一九五二年四月である (Ibid., p. 182)。われわれはニの余剩小麦の巧妙な持続に対しても驚くと同時に、その国際小麦市場への影響、やむと一九五三年の国際小麦協定における価格領域の決定への影響に注目せざるを得ない。

(xii) D. A. MacGibbon, *The Canadian Grain Trade, 1931～1951*, 1952, p. 222. 余の重要なことは思われないが、主要輸出国における当時の国内価格と国際価格との関係を以下に述べよう。合衆国では国際価格が一九四六年七月～一九四八年六月の間に、国内の九〇ペーセント支持価格水準を大半に上廻していたので、この支持価格は作用してしなかつた。アルゼンチン、オーストラリア、カナダの三国は輸出価格は合衆国の自由市場価格と歩調を合せていて、生産者価格はアルゼンチンでは低く固定され、オーストラリアとカナダではペールされた価格になつていた。これらは国内消費者価格を低く抑えた結果であつたが、やがてカナダの場合は四年間にわたり Anglo-Canadian Contract of 1946 によるイギリス向け小麦の低価格をも反映してした。従つて合衆国以外の三国の場合も協定価格は国際価格よりも低く決まりうる条件にあつたのである。

のようない生産者価格は、本文中に記した余剰コム・プレックスと相俟つて、これら輸出諸国の増産を抑える効果があ

る。(Helen C. Farnsworth, International Wheat Agreements and Problems, p. 221.)

(16) Ibid., p. 223.

(17) またブルムホールその他の小麦専門家は朝鮮動乱中に国際小麦協定による小麦の相対的低価格のために小麦危機がくるであろうと心配した。この危機を救つたのは合衆国国内農業政策であつたとなすことができる。

五、若干の批判

— 最後に国際小麦協定に対しても唱えられた若干の批判を紹介した。賛成論と、各国の実際的立場からなされた反対論とは省略する。これらのうちの若干に關しては上述および附録において既に明らかであろう。他のものも大体類似の立場に立つものである。

なお、実際的立場からなされたものの好例は一九五三年のイギリスの議論であるから、これらの性質に關してはイギリスの立場を検討して一挙に處理することができる。イギリスの当時の立場はロンドン・タイムズ(四月一三日)やヒューノミスト(七月二十五日)に明らかである。イギリスは一九五三年の国際小麦協定への不参加を一つの賭博^(ギャンブル)と考えた。北アメリカにはどんどん小麦があるので、一九五三年以降、必ず、小麦価格は二・〇五ドルの国際小麦協定による最高価格以下になるであろうと予想して踏み切つたのである。もくにイギリスはこの不参加を輸出国側の独占力、特に合衆国の国内農業政策が国際協定へ出しやばつてくる問題に対する挑戦と考えていた。⁽²⁾「世界の小麦の最大輸入国としての取引上の立場を、最大の輸出国たる合衆国の取引上の立場に対し、われわれの政府は戦わせていい」(ヒューモリスト)と。そしてこの手段として、イギリスが、協定を脱退して、自由市場に参加することにより、協

定を弱める方向を選んだのである。

われわれは以上のイギリスの反対は国際小麦協定そのものに反対したものでないことを知るべきである。国際小麦協定の運用の拙劣なことに反対しているのである。勿論、われわれは現実の国際小麦協定がこの拙劣さを生む可能性をもつものであることは認める。しかし両者は別箇のものであるとも認めるべきである。例えばヒックスは国際小麦協定が短期的には非常に費用のかかるものであるが、長期的にはイギリスの将来に希望をもたらすものであろうと推奨している。⁽³⁾多くの実際的立場からなされた反対論は主にこの種類のものであった。

II 最初の批判は一九四九年の小麦協定が発足する前にペデルセン (Jørgen Pedersen)、クレア・バーン (Clare Burgess)、ペトランチ (H. G. L. Strange) によつてなされた。⁽⁴⁾

まずペデルセンのものを取り上げるとしよう。彼の論点は二つに要約される。第一、農産物の価格変動が特に他の商品に較べて大巾であるという事実はない。われわれは両大戦間の大不況に際して、このような経験をもつてゐるが、第一次大戦前にはこのような経験もない。⁽⁵⁾従つて大不況の場合のような特に失業が充満していく資源が農業内部に止まらざるをえない場合に見られるような現象を一般化してはならない。このよくな場合に限り、農産物の供給弾力性は非常に小さなものとなるのである。その他の場合は供給弾力性はかなりの大きさを有しているのである。⁽⁶⁾

第二、以上のようにあるならば、もし国際小麦協定によつて価格を安定した場合には、最高価格は増産すべき場合にその増産の効果を減少せしめ、最低価格は減産すべき場合にその減産の効果を減ぜしめる。⁽⁷⁾

われわれもペデルセンと同様に小麦の価格変動がそれ程大きなものではなかつたし、供給の弾力性が相当の大きさであることを認めたといと思う。しかし同時に、われわれは一つの問題を取り扱わなければならぬ。第一、国際經濟

一般の安定は個々の国、個々の地域、個々の商品の市場の安定を決して意味しない。われわれは特殊商品の輸出に依存した経済の安定を計らねばならない。⁽⁸⁾ 第一、小麦生産が適応する要るのは傾向的な需要の変動に対してもうて、この傾向からの乖離（例えば競争等によるもの）に対してではない。また小麦の供給は播種面積と単位面積当たり収量との双方に依存するのであって、後者は天候異変等の影響を受けるのである。もちろん、われわれは安定と硬直性、伸縮性と不安定との境界線の困難さに遭遇することを認めるが、国際小麦協定は安定と伸縮性とを共に達成する目的を有するものであることを認めなければならぬ。

この場合にわれわれは一つの点を指摘しなければならないであろう。(a) 現行の国際小麦協定は二つの重大な弱点をもつものである。第一に、それは緩衝在庫に関する明確な規定をもつていらない。国際小麦協定は適当な位置に適当な量の在庫を持つことによって、出来うる限り突発的市場変動を処理すべきである。第二に、その価格領域の決定は恣意的である。一九五三年の価格の引上は、価格決定の拙劣さに基因する。従つて、もし価格領域が自動的に自由市場の動向に適応するようなスキームがあればその方を採用すべきであろう。これら二点とも既にニコラス・カルドア（Nicholas Kaldor）氏の提案⁽⁹⁾に含まれていた処である。(b) もし緩衝在庫方式が適当に運用されるのであればその方を採用すべきであろう。元来、小麦市場の不安定性が小麦生産者または取引業者の資本の欠乏によるもの（上述一二三頁）であるならば、市場の安定に足るだけの資本を公的機関が有てばよいのである。緩衝在庫方式に対する主要な批判の一つは、それが膨大な投資を必要とするものであるということである。⁽¹⁰⁾ しかしこの投資は必要なものなのである。第一の批判は在庫商品が、価格の改訂に伴つて、減価されるために絶えざる損失をうけるということであるが、これがどの程度の額に達するか、また国際小麦協定で、輸出国、輸入国が自由市場の高価格、低価格時に具体的に感じる損

失より大であるかどうかはわからな⁽¹²⁾。

II パーチェスの批判は次の如きものである。すなわち、国際小麦協定は自由市場の一部を固定化するものであるから需要なし供給の変動の影響はそこに集中され、そこは非常に大巾な変動を経験して、そこから不安定化作用(de-stabilising effect)が生ずるとなすものである。これは後にハリー・ジョンソン(Harry G. Johnson)により一層明確な形で展開される処となつた。⁽¹³⁾

需要に変動があつたと仮定しよう。この場合、協定による購入分は変動しなし価格で購入されるから(これは最高価格の場合は消費補助金を受けるに等しく、最低価格の場合には消費税を支払うに等しい)、それに対するだけの支出は変化しない。従つて変動分の需要は専ら自由市場に集中されて、その価格変動は大巾となるであろう。いわば需要に対する価格変動の所得効果を減ずるのである。だからこの自由市場の不安定化作用は国際小麦協定による安定化作用から差引きられるをするのである。従つて第一、小麦生産者、消費者の双方にとつて特殊な(かなり大きな正の)需要の所得弾力性を仮定すれば(この場合投機的在庫の変動に対する国際小麦協定の影響を無視する)、国際小麦協定の効果はないことになる。同様のことは供給の価格への適応に關してもいいうるであろう。第一、「自由」市場価格の変動は価格領域の協定に關して悪い指針を与える。

われわれはこの第二の点に關しては、一九五三年の新協定の価格決定に際する不手際の経験からも賛成する。しかしこれに關しては前述のニコラス・カルドアの提案で處理しるものである。第一点に關する補足はまず投機の動きを無視していくことにおいてなされるであろう。われわれは既に(二三頁)、価格安定の主要手段の一つは正常な予想による在庫変動にあることを指摘した。しかしこの場合、自由市場の価格変動は一層大きくなつてゐるのであるか

ら、問題はこれが正常なる方向に作用するかどうかといふ点においてなされるであろう。もしこの健全なる在庫変動を助長するのであれば緩衝在庫の方が適当ということになる。尤もこの点でもニコラス・カルドアの提案で解決できる。次に、われわれは価格変動の激化、危険の増大の需給曲線への影響を考慮する必要がある。この点に関する詳細はフートン（F. G. Hooton）の「危険要素とくもの構成理」⁽¹⁴⁾にゆずつて結論のみを指摘しよう。価格変動の中の大きな場合は供給曲線は非弾力的になり、需要曲線は価格に対して弾力的になる。従つて価格変動の激化を危険要素の導入と解する限りでは、ジョンソンのいう効果は緩和されることになる。

最後にバーデエスとジョンソンの相違に注意したい。バーデエスは完全な自由市場を提唱している。しかしジョンソンは緩衝在庫案を提唱している。われわれは既にみたように、国際小麦協定に代るのは決して自由市場の経済ではない。一層制限的、ナショナリスティックな農業支持政策である。この意味ではバーデエスの所論は的を外したものとなしうるであろう。ジョンソンとの比較は次節の結論の処でなすであろう。

しかしバーデエスおよびジョンソンの批判から離れる前に、ただ一点のみを指摘しておこう。バーデエスおよびジョンソンは狭められた自由市場における一層大巾な価格変動が不安定化要因をなすといつてゐる。しかしながらニコラス・カルドアによると、この大巾になつた価格変動は生産者に対して一層強い刺戟を与える筈である、従つて需要変動に対する供給の適応は一層促進されるであろうとなすのである。⁽¹⁵⁾これが促進されないのは各国が国内の生産者に対して「自由」市場の大巾な価格変動を伝えないような政策を採用しているからである。従つて各国は二重価格制度を設け、一定の割当量までは約定価格を支払われるが、それをこえる量に対しては「自由」市場価格をうけるようにすればよい。

四 ストレンヂの批判も主として自由市場の機能に賛成する立場からなされている。ここで採り上げるを要するのは彼の「国際会議がもたらる時には、ただ全くこのような協定に賛成であると前以つてよく知られている人々のみが公的に参加せしめられ」⁽¹⁶⁾、これに対して批判的意見のものは最初から討議に参加の機会を与えられていないという主張である。同様の批判は一九四二年の『協定覚書』の際にデーヴィス (Joseph S. Davis) から発せられた。⁽¹⁷⁾ 彼は一九四二年の協定の起草と討議は、一般的の参加を許さないような形で、秘密裡になされてしまつたと主張している。われわれは国際商品協定の討議が、草案作成のような場合に限らず、一般の場合でも、いつも少數の特殊な人々の間でのみ交換されているのを残念に思う。

五 最も徹底した批判は最近マーフィー (J. Carter Murphy) によつてなされた。⁽¹⁸⁾ 彼は国際小麦協定の目的は生産の拡大、国際収支の安定、および所得の安定にあるとして順次にこれを吟味した。いうまでもなく、ここに掲げられた目的には第三節での記述では触れなかつたが、これら三つは普通にも国際小麦協定の目標といわれているものである。⁽¹⁹⁾ われわれはこの見解に必ずしも賛成するものではないが、問題の性質を理解する上に、これを採り上げたいと思う。もつとも紙面の都合上、極端に省略した形で取扱う。

(a) 生産の拡大。これに関する通常の主張は次の如くである。すなわち、不確実は生産を阻止する、価格安定は不確実を減ずる、従つて価格安定は生産を拡大すると。マーフィーによるとこれは二つの効果の合成功物である。第一は価格安定の確実性への効果であり、第二は、価格安定が現在および予想された費用・価格関係の水準に及ぼす影響を通じての生産に及ぼす効果である。第一の効果は、費用要素の価格は生産物の価格よりも予想しやすいのであるから、もし生産物価格が確実になれば、生産者にとつて予想収益が確実なものとなるであろうという論理と、安定した

所得は不安定な所得よりも魅力的であるという推量とに基いている。しかしこれらの効果は短期的なものであつて、長期的にはこの有利性は土地などの再生産されない生産要因の価格に資本化されてしまうとマーフィーは指摘する。第二の効果は、価格安定が一般的にインフレ的傾向がある場合には価格騰貴を押える力をもつので、生産を阻止するよう作用し、デフレ的傾向の場合には促進的に作用する（第一次効果）。これに対して一般には「自由」市場の価格の大巾な変動の限界的生産の部分に対する強い刺戟を主張する（第二次効果）が、マーフィーによればこの第二次効果は、先の第一次効果よりも大きくなない。

従つてマーフィーによれば、以上に関する限り、安定の増産効果はそれ程確実なものではない。残された唯一の効果は各国の政府が、この安定の結果として、当該商品に対する貿易上の障害を撤去するであろうという点にかかる。しかしこれも彼によれば、元来「競争的」市場の原理と矛盾しないものであつて、商品政策の長所とは算え難い。

われわれの見解によれば、屢々繰返して来たように、商品協定に代替する経済は自由市場の経済ではない。従つて彼の最後の指摘は目的を外したものといわざるをえない。彼の見解で注目に値するのは、彼の有利性が長期的には再生産不能の生産要因に資本化されるという主張である。これは曾つて農業保育関税に関して論ぜられた処である。われわれは価格安定の増産効果に常に大きなものであるとはなしえないことを認めなければならないであろう。

(b) **国際收支の安定。**⁽²⁰⁾ この点に関してはわれわれはマーフィーの主張に全く賛成せざるをえない。第一、輸入国との国際収支の順(逆)調は輸出国の国際収支の逆(順)調である。第二、インフレ的傾向の時は国際収支は、商品協定によつて輸出入量が固定されるために、輸出国に不利に、輸入国に有利に作用する。デフレ的傾向の時は逆である。第三、最近の国際収支分析モデルによると、一国の国際収支は外国にインフレが発生した時、また自国内にデフレが

発生した場合に有利化する。逆の場合には不利化する。従つて国際商品協定によつて輸出国側の国際收支は、インフレ、デフレと共に外国で発生した場合に安定化し、逆の場合に不安定化する。輸入国側に關しては逆のことがいゝらうであろう。要するに国際商品協定タイプの市場安定策は常に国際收支を安定化するとはいえない。

(c) 所得の安定。 彼はこの問題に對して所得効果、投資効果、貨幣効果、為替効果、価格効果の觀点から検討する。主要な批判点は貨幣所得の安定と實質所得との安定は必ずしも一致するものではない、そして、特に消費国の、所得安定は達成されない場合があるといふ点である。

われわれは、紙面の節約上、マーフィーの批判を全面的に取り上げえないのを残念に思う。われわれは彼の批判から多くの新しい觀点を看取しうることを認めると同時に、特に次の三點を指摘したいと思う。第一、国際小麦協定は決して万能薬ではないのであつて、輸出入双方の所得の安定のみに重点をしづるべきである。もし国際收支の安定に主要目標があるのであれば緩衝在庫案の方がすぐれているであらう。(もつとも緩衝在庫案は需要変動に対する供給の適応の過程を緩慢化させる作用をもつ。) 第二、国際小麦協定参加国全体の利益とは別に、その利益が輸出国側により多く分配されるか、輸入国側により多く分配されるかの問題が検討さるべきである。第三、国際商品協定は単に「輸出入諸国の双方における国内安定方策の拡張としてみられる」べきではない。この国際間の取引の過程に多くの複雑な要素が介入する。

註(1) この骨子は磯辺俊彦訳『国際小麦協定の経済学』、序文五〇六頁に再掲されている。

(2) このような可能性に対する反省は合衆国の経済学者によつて、純理論的ノベルでもなされてゐる。例えば国際連合の国際商品協定の推奨に対するミクゼルの批判参照。(Raymond F. Mikesell, Economic Doctrines Reflected in U. N.

Reports, in *American Economic Review*, May 1954, p. 576.)

- (3) J. R. Hicks, The Long-run Dollar Problems, in *Oxford Economic Papers*, June 1953, p. 135. 附註も軽々たる
国際小麦協定が増産效果をもたらすに至るまで述べる。

- (4) 何れか International Conference of Agricultural Economists, *International Wheat Agreements*, 1949. 取扱。本節
は戦後の国際小麦協定に向むかふた概要のみに限定する。

- (5) ルネサンストーマス・カーティス著「小麦の供給と需求」(The Supply and Demand of Wheat, 1949～56, pp. 242～3.)

- (6) ルネサンストーマス・カーティス著「小麦の供給と需求」(The Supply and Demand of Wheat, 1949～56, pp. 242～3.)

- (7) ルネサンストーマス・カーティス著「小麦の供給と需求」(The Supply and Demand of Wheat, 1949～56, pp. 242～3.)
- (8) ルネサンストーマス・カーティス著「小麦の供給と需求」(The Supply and Demand of Wheat, 1949～56, pp. 242～3.)
- (9) ルネサンストーマス・カーティス著「小麦の供給と需求」(The Supply and Demand of Wheat, 1949～56, pp. 242～3.)
- (10) ルネサンストーマス・カーティス著「小麦の供給と需求」(The Supply and Demand of Wheat, 1949～56, pp. 242～3.)
- (11) 前出「十九頁」。参考の United Nations, *Measures for International Economic Stability*, pp. 22～3.
- (12) 誰しも「小麦の供給と需求」(The Supply and Demand of Wheat, 1949～56, pp. 242～3.)
- (13) Harry G. Johnson, The De-stabilising Effect of International Commodity Agreements on the Prices of Primary Products, in *Economic Journal*, Sept. 1950. たゞ、小麦の供給と需求の分析、それと世界の小麦生産量の重視。

- 参考書
Frank Golay, International Wheat Agreement of 1949, in *Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1950; C. D. Harbury, Commodity Agreements and Price Fluctuations, in *Economic Journal*, Sept. 1951: II.

Tyszynski, Commodity Agreements and Price Fluctuations, in *Economic Journal*, Sept. 1951. 『略』。

(14) F.G. Hooton, Risk and the Cobweb Theorem, in *Economic Journal*, Mach 1950.

(15) 繩引後編『國際小麥協定の総括書』、三水社。

(16) International Conference of Agricultural Economists, *International Wheat Agreements*, p. 67.

(17) Joseph S. Davis, New International Wheat Agreements, p. 30.

(18) J. Carter Murphy, Bulk-Purchase International Commodity Agreements, in *Journal of Political Economy*, Dec.

1956. 筆者は本論文の準備の最後の段階でこの論文を参考した。

(19) H. Tyszynski, Economics of the Wheat Agreement, p. 32.

(20) S. Caine, Instability of Primary Product Prices: a Protest and Proposal, in *Economic Journal*, Sept. 1954. 『略』。

(21) FAO, *The Long-term Contrast*, 1953, p. 3.

六、総　　論

われわれの以上の検討は、紙面の都合上十分に取扱わなかつた「他の」といふ類の論議を要する。第一、他のタイプの商品協定、特に国際緩衝在庫協定との比較は本稿では断片的になつたのに止まる。従つてこの論稿を改めて行うを要す。第二、「データ」が示したよしな多くの側面からの純理論的な推理は推し進めんを要する。これらに關しては別途機会にあやつた。

われわれの以上の検討は次の事を明らかにしよう。すなはち、国際小麥協定はシステムの制度的ゆく (the institutional framework of the system) システムの運営 (the operation of the system) が如何に著々なければならぬかといふ問題である。勿論両者が密接に関連しあつてはむずかしい事実であつた。しかし、この区別は、われわれ

れが国際小麦協定が成功したか否かを論じる場合に明瞭となる。われわれは国際小麦協定が首尾よく存続したことを目して成功であつたとなすことも出来よう。しかしながら、国際小麦協定が市場安定に実際に役立つたということを目しても成功であつたとなすことが出来よう。

前者の意味では戦後の国際小麦協定は完全に成功である。第一、それは一層ナショナリスティックな小麦政策に代る互惠的な国際制度として存続した。われわれが、戦後の世界経済が深刻な不況に遭遇していないこと、従つてそのような場合には崩壊する可能性を有するものであることは認めないわけにはゆかぬ。しかし、たとえ崩壊したとしても、それが一九三〇年代に薄かれた国際的共同行為の成長の過程にあるものであることは否定しえないのである。

以上のこととは、小麦問題の解決は、国際小麦協定によつてなされるのが最も能率的であるという意味にはならない。北米に存在する余剰小麦は別個に解決されねばならぬであろうし、小麦生産国の国際收支問題も別個に取り扱わなければならぬ⁽²⁾である。⁽³⁾ 小麦生産国の国際收支問題も別個に取り扱わなければならないであろう。

第二、それは国際連合の全体的国際経済政策の一環として、その存続が国連政策の実施に具体性を与えていた。筆者は国際小麦協定の存続は国連政策の網の目の一つを守ることにより、全体の実施の可能性を増大しているものと考える。

次にわれわれは国際小麦協定の制度的わくが次の三条件に支えられていることを認めたい。第一、国連政策がその唱導をなしたこと、第二、生産国側が、おののその理由は異なるが、国際小麦協定を強く支持するような国内事情を有していたこと、第三、イギリスの購入独占者(monopsonist)としての地位が弱まつたこと、の三条件である。

運用の面で戦後の国際小麦協定が成功であつたか否かは評価の困難な問題である。この面の成功的程度はこの政策

を遂行するに要する費用とそこから生ずる利益との比較によつてなされるであろう。しかし何れも数量化しにくるものであることを指摘したい。しかし三点が指摘される。第一、その顯著な例はマーフィーの批判であるが、国際小麦協定に万能薬的多目的を負わせ⁽⁴⁾、その何れかにおいて効果がないことを指摘するのには的を失している。第二、一九五三年の価格領域の決定は確實に不手際であつた。第三、一九五三年の新協定にニコラス・カルドナの提案を含ましめえなかつたことは拙かつた。

私の以上の敍述だけでは、戦後の国際小麦協定が、そのまま存続されうべきものであるかは断ぜられない。本節の最初で述べたように、国際緩衝在庫案との比較は別になされるであらうし、マーフィーのような純經濟理論的検討は一層なされる必要がある⁽⁵⁾であらうし、更に、現在の国際連合の全体的国際經濟政策や他の国際的国内的小麦政策とよく調和してゐるものであるがどうかも検討されねばならない。二点が強調されるに値する。第一、国際小麦協定は戦後の過渡期において最も採用され易い型を選んだものであつて、他に、理論的には、これよりも一層望ましいタイプの国際商品協定（例えは国際緩衝在庫）があつたとしても、それを採用した功績は否定されではない。第二、国際商品協定がどの程度の効果を有するかは、それが秀れた制度的わくを有してゐることに依存するのは勿論であるが、また加盟各国にその制度的わくを支持したり、それを効果的に運用したりしようとする意志があることにも依存していく。この側面では国際商品協定があるから国際協力がなされるのではなくて、国際協力の意志があるから国際商品協定が巧妙に運用されるのである。

註(1) 筆者はこの区分に関する示唆をジョンソンに負ひてしむ。(D. Gale Johnson, *Trade and Agriculture, A Study of Inconsistent Policies*, pp. 153~7.)

戦後の国際小麦協定 附録 I、国際小麦協定の歴史

四〇

- (2) 筆者は「農産物過剰問題」においてこれに觸れた。
- (3) 指稿「商品準備通貨案について」参照。
- (4) これは国連の職員、例えばFAOのラウ女史によればなされた。
- (5) ハーテンに關連して、筆者が提起した問題も勿論忘れられぬべからではなし。

(研究題)

附録 I

国際小麦協定の歴史

「一般の人には、国際小麦協定は約110年ばかり往来するものとして映じてゐるが、その立案に従事しているのどりではそれは継続的前進的過程なのである。」⁽¹⁾ おれおれはいりや一般の人々のためにその継続的努力の歴史を簡単に記そら思ふ。

一九三一年の最初の小麦会議から一九四一年の「協定覚書及び草案仮協定」の前後に亘る経過に關してはスタンフォード大学食糧研究所『小麦研究』(Wheat Studies)は詳しき。また戦後の小麦協定運営の歴史に關してはトーンスカーチ教授の論文「一九四九—五六年国際小麦協定とその問題」(Helen C. Farnsworth, International Wheat Agreements and Problems, 1949~56, in Quarterly Journal of Economics, May 1956,) が優れてし

(2) 便是一九四九年の小麦協定と稱め得るものとの國の協定の全文は
国際農業經濟学会編『国際小麦協定』(International Conference of Agricultural Economists, International Journal of Agrarian Affairs, Vol. I, No. 3 of the International Journal of Agrarian Affairs, Sept. 1949.) の附録に集録してある。並くへいわの国連の出版部、便是『国際協定問題誌』(Interim Co-ordinating Committee for International Commodity Arrangements, Review of International Commodity Problems.) 各年、戦後の(3) 本紙記載といふ有様である。

て開催されたが何れも失敗に終つた。これらは一九二七年ジュネーヴで開催された国際経済会議 (International Economic Conference) において世界農業の窮屈が特別の注目を惹いたことに端を発する。²⁰ そしてこの問題に関する国際会議が一九三〇年一月から一九三一年五月の間に実に一六回も開かれたのである。

上述の二回の会議はこれら一六回の会議の最後の一回であり、第一回の失敗は準備の不足によるものであるが、その決議が「小麦輸出諸国の代表……は出来るだけ早い機会に会合し、一九三一—三二年産小麦輸出の国際的規模での計画の立案をなすことが望ましい」となしたことにより、第二回国際小麦会議が召集されたのである。従つてこの決議は以後三十一年間の継続的努力の第一のステップをなすものである。

第一回国際小麦会議以前の討議の中からは次の三点を指摘する」ことが重要である。第一は合衆国がこの会議に参加しなかつたといふ事実である。以後、戦後の小麦協定に至るまで、合衆国の参加の程度は会議の成否を決定する大きな要因であった。第二回国際小麦会議の主な目的の一つは合衆国への参加をえて、改めてこの問題を討議しようという点にあつた。第二、ヨーロッパの小麦生産者は、その頃の世界における小麦需要に対する供給の相対的過剰の一部をも決して自分達の責任とは考えなかつたのであつた。従つて自分達の生産制限の必要を少しも認めなかつたのである。

第三、ヨーロッパの小麦過剰諸国は問題をヨーロッパ内部で処理しようとしました。彼らは「自分達はヨーロッパ輸入市場において歴史的正当性を有しており、従つてヨーロッパ以外からの小麦よりも優先権と特恵の保証を与えられるべきだ」と考えた。このような特恵条項が効果を發揮した場合には、ヨーロッパ以外の小麦生産者価格を引上げえないことはいうまでもない。

以上三点は以後の国際小麦会議においても重要な成否の要因となつたものであつたので特に指摘した。

三 第二回国際小麦会議は輸出国のみの出席の下に開催された。これは先に引用した決議に従つたものであるが、当時までに消費の増大が早急に望みえないこと、また小麦作付面積の制限が不可能なことが判明していたので、第三の方法として輸出国側の立場を強化するという方法が採用されたものである。輸出諸国の一致した行動 (concerted action) である。

この会議の失敗は第一、合衆国代表が輸出の政府統制に対しても法的見地および経済的見地から消極的立場をとつたこと、第一、ソ連代表がその戦前の輸出量、年間一三五百万ブッシュエルの輸出割当を主張したことによるものである。第一次世界大戦中の経験によると合衆国はその他の諸国よりも行政力の行使において憲法上の制限を多く受けているのである。そして国際協定による輸出割当が効力あるために必要な合衆国の参加には憲法に附加条項を

附する必要が生じたのである。従つて輸出割当方式には合衆国の参加をうることができないことが明らかとなつた。

一九〇九～一四年平均のソ連の年間小麦輸出量は一六四百万ブッシュルであったが当時のソ連の紙輸出は殆んど皆無だつたのである。われわれがもしソ連の上述の主張を認めるとはすれば、同様の傾向にあつた中央ヨーロッパの諸国に対しても同様の主張を認めなければならぬのであらう。これは一〇〇百万ブッシュルと考えられる。爾余の五大輸出国、合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア、インドに対して一九二四～二九年平均による輸出を認めるとはすれば七九一百万ブッシュルとなる。従つてこれら主要国全体の輸出量は一、〇六五百万ブッシュルとなる。この数字は一九三〇年以前における最大の輸出量を一三ペーセント弱上回るものである。かくして、このソ連の主張によつても輸出割当方式は不可能となつたのである。

四 第三回国際小麦会議もロンドンにおいて一九三三年八月に開催された。この会議の結果最初の国際小麦協定が生れた。一九三一年の会議以来なんらの努力もなされなかつたとはいふのではないが、直接にはこの年の六～七月に同じロンドンで金融経済会議 (the Monetary and Economic Conference) が開催され、その席上で国際小麦会議の開催が強く要請されたのである。アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、合衆国その他の輸出諸国は一九三三年八月一

のヨーロッパの国々が参加した。

一九三一年の諸代表は輸出統制を重要視していた。従つて提案も輸出割当、輸入割当であつた。しかし一九三三年頃には三重統制 (tripart control) —— 作付面積統制、価格統制および輸出統制——の必要が認識されるようになつてゐた。⁽⁶⁾ この会議の目的は次の二項目に分けられるであらう。第一、過去四年以上にわたり小麦市場を圧迫してきた異常繩越商を減少せしめる目的をもつて、輸出を有効需要に調節するための国際協定を結ぶこと。第二、農民に対し採算を保証し、かつパンの消費者に対し公正であるような水準まで小麦価格を引上げ、そこで価格を安定せしめること。(これらは最終条約の一般目的のところで明示されている。)

由より一九三四年七月三十一日に到る間に総量五六〇百万ブッシルの輸出割当を承認する。一九三四年八月一日より一九三五年七月三十一日に到る間には、輸出諸国は事実上それら諸国の作付面積を一五パーセント減反せしめた場合の輸出割当を承認する。第二、輸入国側は小麦作付面積を増加する等の市況圧迫の一切の手段をとらない。そしてもし小麦価格がブッシュル当り六三・〇二ゴーレド・セント(リヴァーブル輸入価格)以下になつた場合は、輸入関税を引下げる。第三、調印諸国は小麦諮問委員会(Wheat Advisory Committee)を設置する。この委員会は事務局をもつて、輸出入双方の利害を代表し、協定の運用と適用とを促進することを目的とする。

一九三三年の協定は主としてアルゼンチンの態度によつて破壊された。これは収穫予想の錯誤からもたらされたものである。

一九三四年の一月中頃には最初の収穫予想より遙かに大きな収穫が予想されるようになつた。カナダに関しては問題はなかつたが、アルゼンチン、オーストラリア、合衆国は年度末在庫は最初の八月の予想より大きくなるであろうことが次第に明らかになつてきたのである。合衆国では国内価格が既に高かつたのであるから、政府統制のない場合には適当量の輸出と、小麦国内価格とが双方保証されることはありえない。従つて合衆国に関しては輸出割当に関する問題は小さいといつてよい。

しかしアルゼンチンとオーストラリアにとつては問題は重要であつた。両国は年度末の国内在庫量を増大せしめるか、割当の増加をせまるかの何れかを選ばなければならなくなつた。幸なことはオーストラリアのこの問題は政府の問題とはならずにつつた。オーストラリア農民の間に、新産小麦を自分たちで保持しようとする強い傾向があつたのである。アルゼンチン政府のみが一九三四年の前半を通じて輸出割当の増加を要求し続けたのである。この要求は不成功に終り、五月一一日に到りアルゼンチン政

第1表 小麦作付面積の変遷：1928～35
(単位：百万エーカー)

	1928～ 32年平均	1933	1934	1935
合 衆 国	59.9	49.4	43.4	51.2
カ ナ ダ	25.5	26.0	24.0	24.1
オーストラリア	15.7	14.9	12.5	12.0
アルゼンチン	18.3	17.2	11.7	15.9
以 上 計	119.5	108.3	97.1	99.0
ダニユーブ諸国 ^(a)	19.5	19.9	19.5	20.7
ソ 連	80.0	82.0	87.1	91.6
その他ヨーロッパ	53.7	57.9	58.1	58.2

Wheat Studies による。

(a) ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリアの合計。

府代表は遂にこの小麦の最低国際価格を維持する計画には参加しないことを表明した。(アルゼンチン政府の輸出要求は一五〇百万ブッシュエルで当初割当量一一〇百万ブッシュエルを四〇百万ブッシュエル上廻るものである。) リヴァプールの輸入小麦価格はブッシュエル当り四〇ゴーラード・セント以下になつたが、ヨーロッパ諸国ではなんらの貿易障害の除去も見られなかつた。従つて小麦諮問委員会が一九三四年一月ブダペストに開かれた時には、繰越

量の減少という考えは未熟なものであることが明らかとなつた。小麦協定再建の数度の試みは失敗に終つた。

統いてわれわれは、上述の直接的破壊要因の背後に横たわる若干の失敗の原因を指摘したい。

第一表で明らかなことは作付面積の減反が四大輸出国に限られていてことである。その他の諸国ではむしろ増加している。このヨーロッパ諸国における小麦作付面積の増加は小麦の国際統制を一層困難なものとした。もともと一九三三年の国際小麦協定には、輸入国側には何等の減反計画がなく、輸入国側は自國の作付面積を所与のものとし、それから輸入需要を推計し、それと輸出国側で輸出されるであろう量の推計との差額だけを、すなわち必要減反総面積を輸出国側におしつけたのである。この輸入国側の態度こそ、一九三三年の国際小麦協定を失敗に導いた原因といわれている。⁽⁹⁾

更にわれわれは四大輸出国でかなりの減反がみられたにもかかわらず問題がさっぱり解決しなかつたことを看取しなければならない。この協定の重要な手段たる作付面積の統制ではその目的たる小麦価格の安定が期しえられないものである。(価格を直接統制しないことが一九三三年の協定の重要な特徴の一つである。)

五 この一九三三年の協定の失敗は、一時協定熱を滅ぼせしめた。また一九三五～三八年の間に見られた早魃のために莫大な線越量も次第に減少した。このような条件の中で小麦諮問委員会が存続し、新しい国際協定のための準備が続けられたのである。その努力は一九三八年春から新協定のための政府間の討議として始まり、一九三九年一月のロンドンにおける会議から表面化した。これは一〇カ国からなる準備委員会であった。そして一九三九年九月ヒトラーがポーランドに進駐する少し前に新協定の草案を作り上げた。

この努力の最大の推進者は当時合衆国の農務長官ヘンリー・ウォーレス(Henry A. Wallace)である。彼は中国およびソ連を除く一九三八年の世界小麦収穫がそれ以前の六カ年平均の年間小麦消費量を二〇パーセントも越えたことから、戦後も小麦過剰の問題は再現するであろうことを確信した。⁽¹⁰⁾

そして戦争による中断を再開するために第四次国際小麦会議が一九四一年七月から一九四二年五月にかけてワシントンで開催さ

れた。これが通常、ワシントン小麦会議 (Washington Wheat Meeting) についているが、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、合衆国の四大輸出国とイギリスのみがこの会議に参加したのが特徴的である。これは準備会議と本会議とからなり、準備会議では包括的協定の予備草案が作られた。六月二七日には「協定覚書及び草案仮協定」(Memorandum of Agreement and Draft Convention) が承認され、発効した。これは主として戦後の小麦協定の準備として作られたものである。

すなわち、当時の解説者の言明によると「」の国際小麦に関する取りきめは、この商品に関する将来の発展の可能性のみに限らず、将来おこるであろう或る種の国際協力の可能性をも示すものである。それは戦後のためになされた最初の特別な国際的取りきめであり、その故にまた、他の国際商品協定の雛型として使用されるものであることも疑いない。「」直ちに小麦協定を締結するには四つの基本的理由がある。……すなわち、(1) 現に海外四大輸出国にある深刻な小麦過剰問題、(2) 戦争直後に、また可能と考えられた場合にはそれ以前に、必要とされるであろう小麦援助、(3) 戦後に発生するであろう小麦戦争と、その深刻なる経済的政治的影響を防止するために採用すべき戦後国際小麦貿易の安定のための共同行為、(4) 戦争終結直後には国際小麦会議を開催することが難しいであろうという予想……の四つである。」

「協定覚書」は要約して次の三つのことを規定した。第一、戦災地域その他必要な地域に対する政府間救済のための小麦ペールの設立、第二、四大輸出国は過剰在庫の累積を最小ならしめる目的をもつて生産統制のための積極の方策を講ずる。第三、上述の事項その他の運営のために必要な国際小麦委員会 (International Wheat Council) を設立する。これは小麦諮問委員会 (Wheat Advisory Committee) に代るものである。

なお以上に加えド四つの了解事項がある。一、必要と認められた時には合衆国政府は国際小麦協定のための小麦会議を召集する、「」、「草案仮協定」は将来の国際小麦会議に提出されるものであり、また必要な場合には、暫定的諸方策の基礎となるものである、三、戦争終結以前に一層広範囲な国際会議からの包括的な国際協定が生れない場合には、戦争直後の混乱を防止するため、上述五ヶ国相互の間では小麦の生産、在庫、輸出の統制、およびその管理に関し、「草案仮協定」を満場一致により発効せしめる、四、価格統制に関する「草案仮協定」の規定も、戦争終結その他により必要が生じた場合には、満場一致の同意によつて発効する。従つて「草案仮協定」は単なる草案以上の極めて重要なものである。

「草案仮協定」は前文、貿易の拡大、生産統制、在庫、輸出統制、価格統制、救済プール、委員会、実施委員会その他、ほとん

ど完全な国際協定の形式を有つてゐる。しかして備蓄在庫、生産統制、輸出割当、価格統制の四本柱になつてゐること、そして直接価格の統制をうたつてゐることが全体の構成におけるこの協定の特徴である。更にその背景になつてゐる基本的考え方、いわば哲学はその前文に明らかであるが、以前の協定のそれとは若干異つてゐる。すなわちその第二節に「提示された〔小麦〕問題の解決は世界経済再建計画のいずれにとつても基本的部 分と考えられねばあである」と記されてゐることに明らかなるように、経済の安定政策が経済発展政策との関連の下に考察されるようになつているのである。

最後に、在庫量とか統制されるべき価格とかに關して、戦後の国際協定におけると殆んど同じ水準の定義が見られること、「草案仮協定」の特徴である。すなわち過剰在庫、余剰在庫、備蓄在庫、安全在庫 (excess stock, surplus stock, reserve stock, security stock)、あるいは合理的価格、公正価格 (reasonable price, fair price) 等の概念が明示的、含意的に規定されるのである。以上三つの特徴から判断して、われわれは一九四二年の暫定協定を以て從来の協定中最も完全なものであり、殆んど戦後の諸協定と同じ水準にあるものと考えることがやである。

ソ連政府は国際小麦会議の強化を要求した最初の国である。一九四四年一〇月にはソ連に対し特別の招待状が發せられた。そ

の後数回にわたる招待にも拘らず、ソ連は實際には受け容れなかつた。しかし続く三ヵ年に、一一八カ国が加入するまでに協定は拡大された。

(12) 第六 戦後の小麦協定に關しては簡単な日誌程度を記すに止めた。

第五回国際小麦会議はロンドンにおいて、一九四七年三月一八日から四月二二日まで開かれた。一九四一年のワシントン会議で設立された国際小麦委員会は、この会議に協定草案を提出した。草案の最重要点は最低、最高価格それぞれ一・二五、一・五五ドル、輸出統制、および調印輸入国の緩やかな生産統制からなる。この最後の点は、一定量を輸入すること、または国内産小麦、輸入小麦の国内価格を漸次に一・五五ドルに調整すること、または国内小麦生産を会議の決定にかかる基準年の水準に制限する、の三方法のうちの何れか一つを選択することになつていた。

第2表 第五回(1947年)国際小麦会議における最高最低価格
(単位: ブッシュエルドル カナダ・ドル)

	最価	高格	低格
	最価	最価	最価
1947/48	1.80	1.40	
1948/49	1.70	1.30	
1949/50	—	1.20	
1950/51	—	1.10	

ルゼンチンと英國との態度によるものである。アルゼンチンは會議の当初からこの協定には参加しないことを決めていた。英國は會議の後半に到つて、価格の点で折り合えないことを明らかにした。その価格というものは第二表に示す通りのものである。第二はワシントン會議の成果たる協定草案が多く批判の対象となり、全く異つた形式の協定草案が出来上つてしまつたことである。この新しい協定草案は、本文に示してあるような現在の輸出入諸国政府間の多角契約型の協定である。従つて生産統制に関する規定はない。

第六回国際小麦會議（より正確には國際小麦委員會特別會議 Special Session of the International Wheat Council）は、一

九四八年一月二八日から三月六日までワシントンにおいて開かれ、一九四八年八月一日以降五カ年間継続の國際小麦協定に対しオーストラリア、カナダ、合衆国の三輸出国と三三カ国（輸入國）が調印した。この協定は一九四七年の草案と同じ形式の多角契約型のものであるが、最高価格は一・〇〇ドルであり、最低価格は五カ年間に一・五〇ドルから一・一〇ドルに引下げられるようになつていた。

しかしこの協定も失敗に終つた。というのはトルーマン大統領の懸命な要請にもかかわらずそれは上院分科会で批准されずに終つたからである。このために六月一日に到つてもわずか調印印の

一二カ国が批准したに過ぎないし、六月六・七両日のワシントンの會議では英國、オーストラリア、デンマーク、エール、ニュージーランド等が正式に脱退を声明してしまつた。

ところが同年の大統領選挙で再度トルーマン大統領が選ばれ、また民主党が両院で多数の議席を獲得したことから再び國際小麦協定の希望が生れてきた。一月二十四日のFAO會議の席上で大統領は遺憾の意を表明し、再度小麦協定が締結された場合には批准の努力を約束した。ここから新しい希望が生れて、一九四九年一月の會議になるのである。一九四八年一二月三日に準備委員会が開かれ、合衆国は新しい小麦協定のための會議をワシントンに召集するように勧告した。

この會議は第七回国際小麦會議で、一九四九年一月二六日から三月二三日にわたりワシントンで開かれた。この頃には國際小麦市場は明らかに輸出国側に不利な様相を示し始めていた。そして小麦協定の締結に関してはどちらかといふと悲観的雰囲気のうちには會議が開かれたのであつたが、アルゼンチンとソ連との両国会に會議の参加によつて會議は活氣を帯びた。だがアルゼンチン代表は早くも一月二七日に協定に調印しがたい旨を明らかにしたし、二月一八日にはその旨を再度聲明して會議に暗影を投じた。また同入量全体の一・五割に相当する）を要求したことと、他の輸出諸

国がソ連に対し、五〇百万ブッシュル以上の輸出を認めることが出来ないとなしたこと、との両要求の調節がそれないことが明らかになつた。

結局重要輸出国の参加はオーストラリア、カナダ、合衆国の三ヵ国に止まつたのである。最後の調印日、四月一五日には四一ヵ国が調印し、唯一の例外はバラグアイのみであつた。新協定で必要とされた六月一日までの重要な国々の批准も行われて、ここに戦後の国際小麦協定が八月一日から発足することとなつた。

新協定の本質はその直前のもの、一九四八年の協定と全く同様である。但し実際上は重要となる次の四つの相異点がある。第一、協定期間が一九四八年の協定の五カ年から四カ年になつた。もつとも一九四七年の草案は四カ年であつた。第二、約定年取引量が一九四八年の一三、六〇八メートル・トン（五〇〇百万ブッシュル）から一九四九年の一二、四一八メートル・トン（四五六百万ブッシュル）に減じたことである。第三、約定最高価格が表に示す様に引下げられたことである。第四、一九四九年の協定には在庫に関する規定が全くなくなつてしまつた。一九四八年の協定では価格安定の目的をもつて輸出国が保持すべき在庫量に関する精巧な規定があり、また特定の場合には輸入国も在庫を保持するようになつていたが、一九四九年の協定では単に輸出入双方とも過当量の在庫を保持するよう努めるべきであると規定されているのだ。

けである。

かくしてここに本文で検討した戦後の国際小麦協定が誕生したわけであるが、われわれはこの過程をマッキギボン（D. A. MacGibbon）に従つて次のように要約しうるであろう。曰く「一九四一～四二年のワシントン小麦会議で戦後の国際小麦協定の基礎が築かれ、ロンドン会議で上部構造が築かれ、そして一九四八年のワシントン会議で屋根——あるいは天井ともいふべきもの——が築かれた。」と。この協定は一九五三年まで続き、一九五三年八月一日からは同年四月に締結された戦後第二次の国際小麦協定が発足し、一九五六まで続き、同五六夏からは戦後第三次の国際小麦協定が実施中である。

第3表 第六、七、八回(1948, 49, 53年)国際小麦会議における最高最低価格

(単位: ブッシュル当り)

	最高	最
	価	価
第六回 1948/49		
	2.00	1.50
	2.00	1.40
	2.00	1.30
	2.00	1.20
1949/50		
	2.00	1.10
	2.00	1.50
	2.00	1.40
1950/51		
	2.00	1.30
	2.00	1.20
	2.00	1.10
1951/52		
	2.00	1.20
	2.00	1.10
	2.00	1.10
1952/53		
	2.00	1.10
	2.00	1.20
	2.00	1.10
第七回 1949/50		
	1.80	1.50
	1.80	1.40
	1.80	1.30
	1.80	1.20
1950/51		
	1.80	1.50
	1.80	1.40
	1.80	1.30
1951/52		
	1.80	1.50
	1.80	1.40
	1.80	1.30
1952/53		
	1.80	1.50
	1.80	1.40
	1.80	1.30
第八回 1953～1956		
	2.05	1.55

(一) International Conference of Agricultural Economi-

sts, *International Wheat Agreements*, *International Journal of Agrarian Affairs*, Vol. 1, No. 3, 1949, p.

4.

(二) 喜是康彦氏による解説(『穀類小麥の經濟と政治』、の

も含む農業七、農林水産業生産性向上會議、一九五七年)があつて。

(三) 特に一九四九年号、一九五三年号には協定全文があつて。

る。

(四) 同上 Alonzo E. Taylor, The International Wheat Conferences during 1930-31, in *Wheat Studies*, Aug. 1931. 統計。

(五) Ibid., p. 450.
(六) Alonzo E. Taylor, International Wheat Policy and Planning, in *Wheat Studies*, June 1935, p. 363.

(七) D. A. MacGibbon, *The Canadian Grain Trade, 1931-1951*, 1952, p. 31.
(八) Alonzo E. Taylor, International Wheat Policy and Planning, p. 364.

(九) Ibid., p. 368.
(十) 以上は一九三五年の年次報告によると、

たしたのは、国際協定締結のあらゆる努力の後になされたのである。この行為は他の輸出諸国に非常な影響を与えた。例えば從来小麦諮詢委員会に非協力であったアルゼンチンも一九三八年にはその代表を任命するようになった。(Joseph S. Davis, *New International Wheat Agreements*, in *Wheat Studies*, Nov. 1942, p. 27.)

(十一) Joseph S. Davis, *New International Wheat Agreements*, p. 29. 並びにホールズ(Gordon P. Boals)による註用参照。

(十二) 以上は、紙面節約の意味で、国際小麥協定そのものの外の諸活動一切の歴史を省略してしまつては注意あつた。これに關しては別に本格的論稿を用意してあるが、差しあたず United Nations, *Review of International Commodity Arrangements*, 1947; United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, 1954, Chap. 4; F. A. O., *Functions of a World Food Reserve-Scope and Limitations*, 1956, Part Two. が参考となる。

(十三) D. A. MacGibbon, *The Canadian Grain Trade, 1931-51*, pp. 150-151.

既に合衆国に国際小麦協定締結の準備があることを表明している。一九三八年に合衆国が輸出補助金政策に乗じて、戦後の国際小麦協定 附録 I、国際小麦協定の歴史

附録 II

国際商品協定のタイプ

われわれはいりや暫定的に国際商品協定のタイプを分類して示したいと思う。分類の仕方は専門家の間にそれぞれ若干の差をもつてゐるが、ここではその吟味に立入るよりなことはしない。⁽¹⁾

商品協定

[a] 長期契約 (long-term contract, long-term agreement)

これは二国間長期契約 (bilateral long-term contract) と多数国間長期契約 (multilateral long-term agreement) の二つに分けられる。前者の例としては英國が主として連邦諸国との間に締結したものがあげられ、後者の例としては一九四九年以降の国際小麦協定があげられる。

これは二国間あるいは多数国間で、長期間（主として数年）にわたり、特定商品の取引の量と価格を固定するか、一定量の取引の最高、最低価格を固定するものである。

[b] 長期割当協定 (international quota agreement)

これは価格に関する取りきめを直接行ふことなく、(i)輸出諸

国に対して特定商品のそれぞれの生産量ないしは輸出量の最高額を割当てるか、(ii)輸入諸国に対しても特定商品のそれぞれの輸入量の最高額を割当てるかして、市場安定、間接的価格安定を

行おうとするものである。

附録I、四に明らかなよへど一九三三年の国際小麦協定は上述(i)のタイプに属するものやある。また国際原料会議 (The International Materials Conference) は稀少原料の公平な分配をたすける機構として設立されたものであり、従つて上述(ii)の目的をもつとしようことがやである。

[c] 国際緩衝在庫協定 (international buffer stock agreement)

これはある商品に関して一定の価格範囲を設定し、その商品の自由市場価格がその価格範囲の上限に達し、それ以上になるような時にはその商品の緩衝在庫からの放出を行つて価格の騰貴を防止する。またその商品の自由市場価格がその下限に達し、それ以下に下落しそうな傾向にある時にはその商品を緩衝在庫内に買入れて価格の下落を防止する。一九五三年の国際錫協定 (International Tin Agreement, 1953) がその例としてあげられる。

[d] 以上のうちの二つまたはそれ以上の原理を一つの協定の中に含ましめるもの。

何れの協定も單一の原理で貫かれる場合は少い。

[I]

屈伸性に関する規定による分類
商品協定のタイプによる分類は以上の三つであるが、われわれは例えば固定された価格、量が当該産業の構造的変動ないし一般経済の変動に適応していく過程に関する規定、すなわち実質タームにおける安定のための規定 (provision for obtaining stability in real terms) による、もとよりの分類をなしへゆやあへ。

[a] なんらの規定なきもの

[b] 定期的に協議を行ふことによるもの

[c] 特定の公式 (automatic formula) により自動的に適応するもの

[d] カルドー (Nicholas Kaldor) 氏の提案によつて最近注目されるようになつたもの

[e] 安定化の協定に当該生産物輸出国の若干の輸入をもつて規定するもの。これは次の[I']の分類の問題である。

[f] 適用されるべき商品の範囲に就いて行われる分類

[a] 単一商品のみの安定に関する協定 (single-commodity agreement)

[b] 多数商品の安定に関する協定 (multi-commodity agreement)

これは一つの協定で多数商品の安定を目的とするものや、(i) 多数商品のそれぞれ一つ一つの価格を安定させるもの、(ii) 一連

[I']
屈伸性に関する規定による分類

商品協定のタイプによる分類は以上の三つであるが、われわれは例えば固定された価格、量が当該産業の構造的変動ないし一般経済の変動に適応していく過程に関する規定、すなわち実質タームにおける安定のための規定 (provision for obtaining stability in real terms) による、もとよりの分類をなしへゆやあへ。

[II]

[a] 商品準備通貨案 (commodity reserve currency proposal)

これは狭い意味での商品協定とは含めぬるにせよあたゞかし国際商品安定方策 (international commodity stabilization schemes) の重要な一環をなす。これは貨幣政策と商品政策とを結合したもので、「特殊な様式の貨幣改革」であり、ある複合商品単位の価格を安定する目的をもつた提案の直接発展したものである。その発展の主要部分は安定化当局が新しい創造される貨幣や商品単位に対して交換をなす機能をもつべあると、従つて商品単位が貨幣システムの裏うらの一部分を形成する」と定義する」とがやむを得ない。

注(一) 以下ボルト ⁽⁶⁾ United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, 1954, Chaps. 5, 6 並びに

注(二) 联合国 United Nations, *Measures for International Economic Stability*, 1951, Chap. II 参照。

(a) 詳くは F. A. O., *The Long-term Contract*, 1953
参照。

戦後の国際小麦協定 附録II、国際商品協定のタペア

- (○) 後藤譽之助他訳『ヨーロー報告、自由世界の天然資源』、上巻、一九五二年、一九三〇。United Nations, *Review of International Commodity Problems*, 1951, 1952, p. 49.

- (+) United Nations, *Review of International Commodity Problems*, 1953, 1954: United Nations, *United Nations Tin Conference, 1950 and 1953, Summary of Proceedings*, 1954.

- (○) F. A. O., *A Reconsideration of the Economics of International Wheat Agreement*, 1952. 繩辺俊彦氏◎

邦訳（『国際小麦協定の経済学』、農業総合研究所翻訳叢書第六号、一九五三年）がある。

- (○) 謝し乍は逸見謙三「商品準備通貨策」〔以下〕『農業総合研究』、一九五六年一月号参照。